

令和5年度
教育委員会の点検・評価
(令和4年度事務事業対象)

「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」

令和5年12月
湯河原町教育委員会
事務点検・評価委員会

目 次

1	はじめに	
(1)	趣旨	1 ページ
(2)	点検及び評価の対象	1 ページ
(3)	点検及び評価の方法	1 ページ
2	令和4年度湯河原町教育委員会基本方針の概要	2 ページ
3	点検及び評価の結果	
(1)	教育委員会の活動	7 ページ
ア	教育委員会会議の運営	7 ページ
イ	総合教育会議	11 ページ
ウ	教育委員の教育推進活動	12 ページ
エ	湯河原町教育委員会の構成	14 ページ
(2)	教育委員会の実施した施策・事業	15 ページ
ア	「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持った児童・生徒の「生きる力」の育成	15 ページ
イ	「信頼される学校づくり」の推進	19 ページ
ウ	「安全・安心な学校づくり」の推進	21 ページ
エ	人と人とのふれあいを大切にし、思いやりの心を育む	23 ページ
オ	人権教育及び人権啓発の推進	25 ページ
カ	生涯にわたる各年代層に対応した自主的な学習活動の支援	27 ページ
キ	家庭・地域の教育力の向上	29 ページ
ク	子どもの読書活動の推進	30 ページ
ケ	青少年の健全育成	32 ページ
コ	芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用	35 ページ
サ	町民一人ひとりのライフスタイルに応じた生涯スポーツの普及	40 ページ
シ	国際化の推進	43 ページ
ス	総合教育会議	44 ページ
4	事務点検・評価委員の総合評価	
(1)	総評	45 ページ
(2)	今後の課題	49 ページ
5	教育委員会事務点検・評価委員会開催経緯	50 ページ
6	参考資料	
(1)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	51 ページ
(2)	湯河原町教育委員会事務点検・評価委員会設置運営規則	51 ページ

1 はじめに

(1) 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、公表することとなっています。

湯河原町教育委員会では、法律の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進を図るとともに、実施した施策・事業について点検・評価を実施し、報告するものです。

平成 26 年度に初めて点検及び評価を行い、今回は、第 10 回目となりますが、概ね良好な評価をいただいております。今後ともこの点検・評価を活かし、本町教育の充実に向けた取組を進めるよう努めてまいります。

(2) 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象とする事業は、「令和 4 年度湯河原町教育委員会基本方針」に定める各施策に基づいて実施した事業を対象としています。

(3) 点検及び評価の方法

教育委員会事務局において、事業ごとに取り組んだ実績を整理し、その達成度を自己点検・評価を行った上で、点検・評価内容の客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する外部委員の方々に意見と総評をいただきます。

評価（自己評価）

達成度評価	
・計画どおり実施することができた。 ・目標やねらいに沿った具体的な成果が表れている。	A
・ほぼ計画どおり実施することができた。 ・概ね具体的な成果が上がっている。	B
・計画どおりではなかったが、事業目的を達成した。 ・事業の執行等に改善の余地がある。	C
・計画より遅れている、あるいは未実施である。 ・事業の見直しを含めた検討が必要である。	D
・新型コロナウイルス感染症の影響や緊急事態宣言等により、事業を中止せざるを得なかったもの。	—

外部委員

(敬称略)

事務点検・評価委員名	役職等
高橋 茂雄	福浦区長
佐宗 俊久	元公立学校長
芹澤 亜紀	元湯河原中学校 P T A 役員

2 令和4年度湯河原町教育委員会基本方針の概要

(1) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を身に付けた児童・生徒の「生きる力」の育成を図ります。

○「確かな学力」について

学校教育法第30条第2項に規定された学力の三要素、「①基礎的な知識及び技能の習得」「②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力の育成」「③主体的に学習に取り組む態度の育成」のバランスのとれた教育の充実を図ります。

学校では、基礎的、基本的な知識や技能に加え、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力など幅広い学力を育てることが必要であり、「わかる授業」を目指します。

家庭では、予習・復習に留まらない自発的な学習習慣を身に付けるため、児童・生徒が積極的に学習できるような働きかけを行います。

また、児童・生徒が目標や課題を持ち「学びあい、深めあい、高めあう」ことによって、自分の良さを伸ばしていくことができるような教育を、学校・家庭が連携して目指します。

○「豊かな心」について

「豊かな心」とは、美しいものに感動し、生きることの喜びと感謝の気持ちを持つことであり、自分を大事にすると同時に他人を思いやる心でもあります。

道徳教育においては、教師と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、ルールやマナーを守り、時と場所に合わせて行動ができる実践的な力を養うことが必要です。

また、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、校外学習活動などの豊かな体験学習や芸術、文化にふれることなど、様々な分野に親しむ機会を設け、自分の興味のあるものを見つけられるようにします。

○「健やかな体」について

健やかな体を育むために、スポーツに親しみ、早寝、早起き、朝ごはんなどの望ましい生活習慣を身に付けられるよう、児童・生徒の発達の段階に応じた取組を行います。

体力の向上と心身の健康の保持増進に関する指導は、家庭や地域との連携を図りながら行っていきます。

また、様々な経験や学習を通して「食」に関する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる児童・生徒を育てるため「食育」の推進を図ります。

○「生きる力の育成」について

子供たちが集団生活をする中で、生涯にわたる人間形成の基本と将来の自立に必要な力を養い、個性と創造性を伸ばすことができるよう、発達段階に応じた教育を計画的に行います。

また、単に知識の量を増やすのではなく、学ぶ意欲を高め、自らの目標や課題を設定し、解決していくことで、「未来を切り拓いていく力を育む」教育を推進していきます。

(2) 「信頼される学校づくり」を推進します。

充実した教育活動を推進するため、幼稚園、小学校及び中学校がそれぞれ創意工夫し、地域の実態や特性を活かした教育活動に取り組むと同時に、幼・保・小・中の連携を図り、児童・生徒の学校生活が充実するよう、より一層配慮していきます。

学校は、家庭、地域と連携し、学校運営協議会・学校評議員・PTA・子ども会などを通じて、それぞれが相互に補完し合いながら子供たちを育てていきます。さらに、学校運営協議会委員や学校評議員による客観的な評価のもと、学校改善を行い、子供に寄り添い、教職員とが

一丸になって信頼される学校づくりに努めます。

いじめの問題につきましては、「どの子供にも、どこの学校でもいじめは起こりうる」という前提のもとに、未然防止、早期発見に努め、解消を図れるよう学校、家庭、関係機関との連携を強化し、対応してまいります。

不登校児童・生徒につきましては、様々な背景があることを理解して、訪問、相談など家庭との連携を深め、学校と教育支援教室が連携した指導体制の充実を図るとともに、不登校の未然防止として、学校では、Q-Uアンケートにより学級集団を把握し、「絆」、「居場所」を意識した学級づくりを推進してまいります。

また、課題を抱えた児童・生徒個々の課題の解決に向けてスクールカウンセラー、支援教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、児童・生徒だけでなく教職員及び当該家庭を支援していきます。

暴力行為につきましては、暴力等が起こらない土壌を維持し、撲滅に努めていきます。

(3) 「安全・安心な学校づくり」を推進します。

学校は、児童・生徒が一日の多くの時間を過ごす場所であり、各学校には、児童・生徒が安心して楽しく過ごし、やる気を出す場所となるような学校づくりに全力を挙げて取り組む責任と使命があります。

このため、3密を避けた「新しい生活様式」による感染予防を継続して行います。

防犯対策として、学校施設内に防犯カメラなどを配備し、外部からの不審者の侵入を防ぐ対策を講じております。また、不審者情報をいち早く保護者へ知らせるため、情報システムの活用しておりますが、更なる活用を図っていきます。

防災対策として、小・中学校の防災マニュアルなどを随時見直し、防災訓練を実施して、小・中学校間、保護者、地域との連携を更に深め、有事の際に備えます。

小・中学校校舎等の施設整備については、老朽化が進んでいるところですが、湯河原町学校施設長寿命化計画に基づき、予防保全を原則とし、優先順位を付けて維持修繕をしてまいります。

登下校の安全対策では、小学校低学年から交通安全教育を実施し、「こども 110 番」や安全マップを有効活用し、保護者、地域の方々による登下校時の見守りを行うなど、地域ぐるみで子供の安全確保に努めます。

なお、学校の位置については、今後どうあるべきか検討を進めるため、「ゆがわら 2021 プラン」前期基本計画でも少子化を見据え、今後の学校のあり方を含めた教育環境整備を検討していくこととしております。

町では、公共施設等総合管理計画に係る個別施設計画である学校施設長寿命化計画に基づき、将来の児童・生徒数や地域における学校のあり方などを含めた、総合的な学校のあり方を引き続き検討してまいります。

(4) 人と人とのふれあいを大切に思いやりの心、地球環境を大切に育みます。

日常生活を通して社会のルールやマナーについて理解し、発達段階に応じた基本的な生活習慣を身に付け、規律ある態度を取ることができる児童・生徒の育成に努めます。

本町が、「湯河原町観光立町推進条例」を制定し、観光を町の基幹産業として更に発展させるため、町民一人ひとりが「おもてなしの心」を観光資源として捉え、観光立町の実現を目指していることの理解を深めます。

また、地球温暖化や大気汚染、都市化によるごみの増加など、地球規模での環境問題が世界

共通の課題となっており、その解決に向けて国際社会が共通で取り組むべき持続可能な開発目標「SDGs=Sustainable Development Goals」が掲げられています。

持続可能な社会づくりの担い手を育む教育として、子供たちが自然環境や地域の将来などを自らの課題として捉え、自分ができることを考え、実践する機会を増やしてまいります。

(5) 人権教育及び人権啓発を推進します。

人権は、人間の尊厳に基づいて、全ての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠かすことのできない権利です。

町民一人ひとりが、学校教育や社会教育などを通じ、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、性別、国籍、ハンディキャップやそのほか他者との違いを認め、自身の置かれている状況を正しく判断し、行動し、「共に生き、支え合う地域社会」を実現することを目指した人権教育を総合的に推進します。

いじめの問題に関しては、過去の悲しい事案を風化させることなく、優先して取り組むものとし、いじめ問題対策連絡協議会などにより、関係機関との緊密な連携を深め、家庭、学校、教育委員会に留まらず、地域全体に関わり、見守っていく土壌を培っていくとともに、「湯河原町いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止、早期発見、解消に努めていきます。

また、各学校においては、「人権教育に係る年間計画」を策定し、月別に目標・ねらいを定めた方策を実施し、振り返り評価を行うことにより、人権に関する意識を高めていきます。

(6) 生涯にわたる各年代層に対応した自主的な学習活動を支援します。

子供から大人まで、いつでも・どこでも・だれもが学ぶことができ、また、共に学び成長することができる「まち」の創生が求められています。

このようなニーズに加え、「教育」から「学習」への潮流の変化を踏まえて、学習プログラムや文化・学習情報を提供し、町民の学習意欲を高め、創意・工夫を凝らした自主的な文化活動や学習活動を支援していきます。

また、国際化の進展に対応するためには、国際理解や国際感覚の醸成を図る必要があります。

姉妹都市への中学生の派遣や語学講座の開催などコロナ下において、どのような方法で、異なる文化や習慣などの理解を深めることができるのか検討していきます。

このほか、超高齢化社会における具体的な生涯学習支援の方策や社会教育施設、社会体育施設、学校施設などの役割について検討していきます。

(7) 家庭・地域の教育力の向上に努めます。

家庭教育は、全ての教育の出発点であるとともに、乳幼児期の親子の絆の形成に始まる家族との触れ合いを通じて、基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものです。

家庭教育は、保護者の責任であると同時に、保護者の権利や喜びであるということを見い出せるよう、学校、家庭、地域が連携を深め、協働する教育環境の醸成を図っていきます。

(8) 子どもの読書活動を推進します。

第四次湯河原町子ども読書活動推進計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）により、豊かな心を育てる子ども読書活動を進めるに当たり、イベントや講座などの開催を適切に判断するとともに、新型コロナウイルス感染症からの新たな日常に向けた対策として、家に居ながら

体験できる読み聞かせや、本を紹介するブックトークなどを動画配信し、本に親しむ機会を提供します。

また、学校図書ボランティアの活動を支援するとともに、学校図書館との連携も継続してまいります。

(9) 青少年の健全育成に努めます。

青少年を取り巻く環境は、情報化の進展などめまぐるしく変化しております。携帯電話やスマートフォン等の通信機器は、急速に普及し、コミュニケーション・ツールとして大きな役割を果たしている一方で、インターネットなどから得られる有害情報の氾濫により、青少年が犯罪に巻き込まれる事案が散見しており、青少年の健全育成を図る上で慎重な対応を迫られています。

このような状況の中で、未来を担う青少年が、社会の一員であるとの自覚を持って、心豊かにたくましく育つことができるよう、青少年関係団体をはじめ、学校、家庭、地域、行政が一体となり、社会参加や多様な体験ができる機会の提供に取り組み、青少年の健全育成と非行防止に努めます。

また、子供たちが学校以外で安心して学び遊べる「居場所」のあり方及び運営方法等について、民間の取組と合わせ検討していきます。

(10) 芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用に努めます。

生活に潤いと心の豊かさをもたらすため、文化の享受や活動の重要性が認識されています。文化は、生涯を通じた「心の教育」にとって重要な役割を果たすとともに、地域社会の活性化にとっても大きな役割を担っています。

地域に息づく文化活動を支援し、発展させるとともに、伝統文化の継承・発展などにも積極的に取り組み、図書館、美術館や地域会館などを拠点に、文化活動を実践、体験できる機会と発表の場を提供していきます。

子供たちに、湯河原の歴史や文化に触れる場、体験する場を設け、郷土を愛する心を育みます。

有形・無形の文化遺産の保護・周知に努め、新たな文化財の発掘・指定について、今後も継続して調査や研究をしてまいります。

(11) 町民一人ひとりのライフスタイルに対応した生涯スポーツの普及を推進します。

スポーツは、健康増進や体力向上を図るのみでなく、「心」と「体」の健全な発達を促し、明るく豊かで活力に満ちた、生きがいのある社会形成に寄与するものです。そして、生涯にわたり健康で文化的な生活を送るために、自らの健康の大切さを認識し、進んで健康の増進を図っていくことが重要です。

町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、能力、興味、目的に応じて、コロナ下においても安全かつ気軽にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、町民体育館やヘルシープラザ、弓道場、学校施設、町有のスポーツ施設などの活用を図りながら、体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ関係団体などと協働してスポーツの普及や活動支援を推進していきます。

(12) 町ぐるみで教育を考えます。

平成 27 年度に設置された「総合教育会議」では、教育の中立性、継続性を確保しつつ、

町長との連携強化、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築を図るとともに、社会情勢の変化に伴う学校教育、社会教育のそれぞれが抱える課題について、町部局との共通認識が図れるよう努めてまいります。

また、「総合教育会議」の場で協議した「湯河原町教育大綱」に掲げる基本目標の推進に向けた計画を作成し、実施してまいります。

3 点検及び評価の結果

(1) 教育委員会の活動

ア 教育委員会会議の運営

教育についての方針・施策については、教育委員会での合議によって決めることとなっているため、毎月、定例的に会議を開催し、緊急的な事案には臨時会を開催し、審議を行っています。

【令和4年度実績】

○定例会開催回数12回

○議案 57 件、協議事項 43 件、報告事項 48 件等について審議

議決状況

- ・町条例・教育委員会規則等制定・改廃 7 件
- ・教職員、事務局職員の人事異動の承認 2 件
- ・委員等の委嘱・任命 24 件
- ・学校使用教科用図書採択決定 3 件
- ・その他 21 件

回	開催日	審議内容
第1回 定例会	令和4年 4月28日	<p>(報告事項)</p> <p>報告第1号 事務の臨時代理の報告（湯河原町立図書館協議会委員の任命）について</p> <p>(議決事項)</p> <p>議案第1号 令和4年度湯河原町育英奨学金奨学生の決定について</p> <p>議案第2号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について</p> <p>議案第3号 湯河原町立東台福浦小学校運営協議会委員の委嘱について</p> <p>議案第4号 湯河原町社会教育委員の委嘱について</p> <p>議案第5号 湯河原町青少年指導員の委嘱について</p> <p>議案第6号 湯河原町学童保育所運営委員会委員の委嘱について</p> <p>(協議事項)</p> <p>協議第1号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について</p> <p>協議第2号 中学校給食施設整備について</p> <p>協議第3号 令和4年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業実施要項（案）について</p> <p>(報告事項)</p> <p>・令和4年度湯河原町ICT教育推進アドバイザーについて</p> <p style="text-align: right;">外1件</p>
第2回 定例会	令和4年 5月24日	<p>(議決事項)</p> <p>議案第7号 湯河原町学童保育所運営委員会委員の委嘱について</p> <p>(協議事項)</p> <p>協議第4号 湯河原町学校給食費に関する条例（案）について</p> <p>協議第5号 令和4年度6月補正予算（第2号）（案）について</p>

		<p>協議第6号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について</p> <p>協議第7号 中学給食施設の整備について</p> <p>協議第8号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見（案）について</p> <p>（報告事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度校外体験学習推進事業について <p style="text-align: right;">外5件</p>
第3回 定例会	令和4年 6月24日	<p>（報告事項）</p> <p>報告第2号 事務の臨時代理の報告（教育委員会事務局職員の人事）について</p> <p>（議決事項）</p> <p>議案第8号 令和4年度就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の決定について</p> <p>議案第9号 湯河原町社会教育委員の委嘱について</p> <p>議案第10号 湯河原町学童保育所運営委員会委員の委嘱について</p> <p>（協議事項）</p> <p>協議第9号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について</p> <p>協議第10号 令和4年度社会教育夏季事業について</p> <p>（報告事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯河原町学校給食費に関する条例の制定について <p style="text-align: right;">外5件</p>
第4回 定例会	令和4年 7月25日	<p>（議決事項）</p> <p>議案第11号 令和4年度就学援助費の決定について</p> <p>議案第12号 令和5年度使用小中学校教科用図書の採択について</p> <p>議案第13号 令和5年度一般図書（学校教育法附則第9条に規定する教科用図書）の採択について</p> <p>議案第14号 湯河原町文化財審議委員の委嘱について</p> <p>（報告事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度西湘地区教育委員会連合会研修視察について
第5回 定例会	令和4年 8月30日	<p>（議決事項）</p> <p>議案第15号 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員の委嘱について</p> <p>議案第16号 令和5年度一般図書（学校教育法附則第9条に規定する教科用図書）の追加採択について</p> <p>議案第17号 湯河原町立図書館のあり方検討委員会設置要綱の制定について</p> <p>（協議事項）</p> <p>協議第11号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について</p> <p>協議第12号 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について</p> <p>協議第13号 就学援助費（新入学用品費）の入学前支給について</p> <p>協議第14号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見（案）について</p> <p>協議第15号 令和4年度9月補正予算（第3号）（案）について</p>

		<p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校給食の暫定的実施について <p style="text-align: right;">外 4 件</p>
第 6 回 定例会	令和 4 年 9 月 20 日	<p>(議決事項)</p> <p>議案第 18 号 令和 4 年度就学援助費の決定について</p> <p>議案第 19 号 湯河原町社会教育委員の委嘱について</p> <p>(協議事項)</p> <p>協議第 16 号 湯河原町学校給食費に関する条例施行規則の制定について</p> <p>協議第 17 号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について</p> <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各校の人権教育に係る取組について <p style="text-align: right;">外 6 件</p>
第 7 回 定例会	令和 4 年 10 月 28 日	<p>(議決事項)</p> <p>議案第 20 号 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員の委嘱について</p> <p>議案第 21 号 湯河原町立吉浜小学校運営協議会委員の委嘱について</p> <p>議案第 22 号 令和 4 年度学校の冬季休業中における日直及び宿直を置かない日について</p> <p>議案第 23 号 令和 4 年度幼稚園の冬季休業中における日直を置かない日について</p> <p>(協議事項)</p> <p>協議第 18 号 町立美術館条例の一部改正について</p> <p>協議第 19 号 令和 4 年度湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰について</p> <p>協議第 20 号 湯河原町育英奨学金奨学生の募集 (案) について</p> <p>協議第 21 号 令和 4 年度 12 月補正予算 (第 5 号) (案) について</p> <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権に関する川柳の募集結果及び選考について <p style="text-align: right;">外 4 件</p>
第 8 回 定例会	令和 4 年 11 月 25 日	<p>(議決事項)</p> <p>議案第 24 号 令和 4 年度湯河原町教育支援委員会結果について</p> <p>議案第 25 号 教育委員会事務局職員の人事について</p> <p>(協議事項)</p> <p>協議第 22 号 人権に関する川柳の最終選考について</p> <p>協議第 23 号 幼保小外国語活動推進事業派遣業務委託プロポーザル審査委員会設置要領の制定について</p> <p>協議第 24 号 令和 4 年度美術館関係資料の寄贈受入れについて</p> <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政文書公開請求について <p style="text-align: right;">外 2 件</p>
第 9 回 定例会	令和 4 年 12 月 22 日	<p>(議決事項)</p> <p>議案第 26 号 令和 4 年度湯河原町教育支援委員会 (臨時) 結果について</p> <p>議案第 27 号 令和 4 年度湯河原町教育支援委員会 (臨時) 結果について</p>

		<p>議案第28号 町立湯河原美術館条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第29号 町立湯河原美術館電気自動車用急速充電器利用要綱の廃止について</p> <p>(協議事項)</p> <p>協議第25号 令和5年度湯河原町教育委員会基本方針(案)について</p> <p>協議第26号 令和5年度就学援助制度のお知らせ(案)について</p> <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査(市町村立学校)」について <p style="text-align: right;">外4件</p>
第10回 定例会	令和5年 1月31日	<p>(議決事項)</p> <p>議案第30号 湯河原町育英奨学金奨学生選考委員会委員の委嘱について</p> <p>議案第31号 令和5年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について</p> <p>議案第32号 令和4年度就学援助費の決定について</p> <p>(協議事項)</p> <p>継続協議 令和5年度湯河原町教育委員会基本方針(案)について</p> <p>協議第27号 中学校給食について</p> <p>協議第28号 湯河原町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>協議第29号 湯河原町立図書館のあり方の検討について</p> <p>協議第30号 令和4年度3月補正予算(第7号)案について</p> <p>協議第31号 令和5年度当初予算案について</p> <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政文書公開請求について <p style="text-align: right;">外3件</p>
第11回 定例会	令和5年 2月21日	<p>(議決事項)</p> <p>議案第33号 令和4年度教育委員会の事務点検・評価について</p> <p>議案第34号 令和5年度学校の休業日について</p> <p>議案第35号 令和5年度幼稚園の休業日について</p> <p>議案第36号 令和5年度学校の夏季休業中における日直及び宿直を置かない日について</p> <p>議案第37号 令和5年度幼稚園の夏季休業中における日直を置かない日について</p> <p>議案第38号 令和5年度町立湯河原美術館の休館日について</p> <p>議案第39号 就学援助費の決定について</p> <p>(協議事項)</p> <p>継続協議 令和5年度湯河原町教育委員会基本方針(案)について</p> <p>協議第32号 町立学校における臨時休業について</p> <p>協議第33号 令和5年度湯河原町学童保育所入所児童について</p> <p>協議第34号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について</p> <p>協議第35号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について</p>

		協議第36号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について (報告事項) ・令和4年度湯河原町子どもフォーラムの実績報告について 外1件
第12回 定例会	令和5年 3月17日	(議決事項) 議案第40号 令和5年度湯河原町教育委員会基本方針について 議案第41号 湯河原町教育委員会事務決裁規程の一部改正について 議案第42号 湯河原町立小中学校教育用情報端末管理運用規程の一部改正 について 議案第43号 湯河原町教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関 する要綱の一部改正について 議案第44号 湯河原町学童保育所運営規程の一部改正について 議案第45号 令和5年度湯河原町育英奨学金奨学生の決定について 議案第46号 湯河原町指導主事の任命について 議案第47号 湯河原町教育指導員の任命について 議案第48号 湯河原町教育指導員の任命について 議案第49号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について 議案第50号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について 議案第51号 教職員の人事について 議案第52号 湯河原町社会教育推進員の任命について 議案第53号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 議案第54号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 議案第55号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について 議案第56号 湯河原町立図書館協議会委員の任命について 議案第57号 令和5年度湯河原町教育支援委員会(臨時)結果について (協議事項) 協議第37号 湯河原町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正につい て 協議第38号 令和5年度湯河原町人権教育月間について 協議第39号 令和5年度湯河原町教育委員会研修等事業計画(案)につい て 協議第40号 令和5年度校外体験学習推進事業(案)について 協議第41号 令和5年度社会教育課事業計画(案)について 協議第42号 令和5年度図書館事業計画(案)について 協議第43号 令和5年度町立湯河原美術館事業計画(案)について (報告事項) ・令和5年度湯河原町ICT教育推進アドバイザーについて 外3件

イ 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年度に教育委員会と町長との連携強化を図るため、「総合教育会議」が設置されました。

平成27年度は、5回(書面会議を含む)の会議が開催され、案件としては、「旧湯河原中学校跡地について」や「中学校給食について」などが審議されたほか、

「湯河原町教育大綱」がこの会議を経て策定されました。

平成 28 年度は、2 回の会議が開催され、「美術館整備計画について」、「(仮称)湯河原防災コミュニティセンターの計画(案)について」、「第三次子ども読書推進計画(パブリックコメント)について」や「町民レクリエーションの集い開催会場について」などが案件として審議されました。

平成 29 年度は、2 回の会議が開催され、「湯河原町就学援助費について」、「小学校における外国語教育の充実に向けた取組について」、「吉浜小学校における放課後子ども教室の実施について」や「郷土芸能の指定について」などが案件として審議されました。

平成 30 年度は、2 回の会議が開催され、「教育大綱に係る各基本目標ごとの重点項目に対する検証について」、「平成 31 年度小学校における外国語教育(案)について」、「吉浜小学校放課後子ども教室(案)について」、「平成 30 年度教育大綱に係る基本目標ごとの重点項目に対する検証について」、「湯河原町防災コミュニティセンターについて」や「学校における ICT 環境の整備及びプログラミング教育について」などが案件として審議されました。

令和元年度は、2 回の会議が開催され「中学校給食について」、「湯河原町民体育館駐車場整備計画(案)について」、「教育大綱の改訂(案)について」などが案件として審議されました。

令和 2 年度は、2 回の会議が開催され「中学校給食について」、「教育大綱の改定について」及び「教育大綱に係る基本目標の重点項目に対する検証について」などが案件として審議されました。

令和 3 年度は、2 回の会議が開催され「教育大綱の改定について」、「教育大綱に係る基本目標の重点項目に対する検証について」、「今後の町立幼稚園及び小中学校のあり方について」、「学校給食費の徴収について」、「新型コロナウイルス感染症対策について」及び「学校運営協議会について」が案件として審議されました。

令和 4 年度は、2 回の会議が開催され「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について」、「教育大綱に係る基本目標の重点項目に対する検証について」が案件として審議されました。

ウ 教育委員の教育推進活動

教育委員は、定例会や臨時会などの教育委員会会議以外に、幼稚園・小学校・中学校の学校訪問、教育委員会や町などの主催行事や学校行事への参加、教育委員一人ひとりの見聞や認識を深めるために、教育行政に関する研修会などへの参加をしました。

月	学校行事等	社会教育行事等	研修会・協議会等
令和 4 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学式 ・中学校入学式 ・幼稚園入園式 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民大学開講式(中止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県市町村教育委員会連合会第 1 回役員会及び総会(オンライン会議)
5 月		<ul style="list-style-type: none"> ・春のママさんバレーボール大会(中止) ・インリーダー宿泊研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・西湘地区教育委員会連合会第 1 回役員会(書面会議) ・西湘地区教育委員会連合会総会(会場とオンライン会議の併用開催)

6月	・中学校運動会	・グラウンドゴルフ大会	・関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会（書面決議） ・西湘地区教育委員会連合会第2回役員会（書面会議、オンライン会議）
7月		・町民バレーボール大会 ・少年少女砂の芸術大会	・足柄下郡町教育委員会協議会総会（書面会議）
8月		・三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業 ・ポートステイブンス市中学生派遣事業（中止）	・神奈川県市町村教育委員会連合会第2回役員会（オンライン会議）
9月		・ファミリーバドミントン大会（中止） ・少年少女球技大会	
10月	・小学校運動会	・町文化祭 ・町民ハイキング ・体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰選考委員会 ・町民レクリエーションの集い（中止）	
11月		・スポーツレクリエーションフェスティバル（中止） ・秋のママさんバレーボール大会（中止） ・町音楽交流会 ・ツーデーマーチ	・神奈川県市町村教育委員会連合会研修会
12月			
令和5年 1月		・二十歳のつどい	
2月	・子どもフォーラム	・町子連芋煮会	
3月	・小学校卒業式 ・中学校卒業式 ・幼稚園卒園式	・湯河原温泉オレンジマラソン	

エ 湯河原町教育委員会の構成

(敬称略)

(ア) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

役 職 名	氏 名	任 期
教育委員 (教育長職務代理者)	貴田 太史	令和4年11月1日～令和8年10月31日
教 育 委 員	西山 清和	令和3年2月1日～令和7年1月31日
教 育 委 員	山田 貴子	令和元年10月19日～令和5年10月18日
教 育 委 員	深澤 里奈子	令和4年4月1日～令和6年3月31日
教 育 長	菅沼 浩行	令和3年4月1日～令和6年3月31日

(2) 教育委員会の実施した施策・事業

<p>ア 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身に付けた児童・生徒の「生きる力」の育成を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>	
<p>(1) 活力ある学校経営と創意・工夫ある教育課程の編成 (2) 児童・生徒指導の推進・充実 (3) 情報教育の推進 (4) 英語教育の推進 (5) 支援教育の充実 (6) 教職員研修と研究体制の充実 (7) 地産地消による「食育」の推進 (8) 教材教具の充実 (9) 幼児教育の充実 (10) 育英奨学金給付事業の実施 (11) 学校支援ボランティアの活用</p>		
<p>主な実績</p>	<p>成 果</p>	<p>評点</p>
<p>子どもフォーラム開催事業</p>	<p>「笑顔あふれる最高の楽校の実現」と「小・小連携」「小・中の接続」を目標として、小学生、中学生、保護者、教職員、地域の方々など広く参加していただき、2日間の日程で、目標実現のため、話し合い活動や交流を深めるためのアクティビティを行いました。</p> <p>DAY1 令和5年2月18日 活動内容 防災ロゲイニング 津波などの災害が起きた際、どこに避難すればよいのかわかるよう町内を歩き、また、海拔標識の意味を知ること、防災意識を高めました。</p> <p>場 所 町内 参加者 27名（小学生13名、中学生5名、高校生1名、保護者2名、ボランティア4名、教員2名）</p> <p>DAY2 令和5年2月19日 活動内容 1 雨の日にみんなで楽しめるゲームを話し合おう 2 みんなで出し合ったテーマについて話をしよう（ダイアログ）</p> <p>場 所 防災コミュニティセンター 参加者 17名（幼稚園（年長）1名、小学生9名、中学生4名、高校生1名、教員2名）</p>	<p>B</p>
<p>小中学校校務支援システム事業</p>	<p>小学校（3校）における成績管理や出欠席管理など教員が行う校務について、情報漏えい防止や校務の負担軽減を図るため、校務支援システムを小学校に導入しています。</p> <p>校務支援システム（平成30年度リース物件） 校務用パソコン等借上（平成30年度リース物件） 平成31年4月から運用を開始しました。</p>	<p>A</p>
<p>小学校外国語活動事業</p>	<p>学習指導要領の改訂により、外国語活動を充実させるため、外国語指導助手の勤務内容を充実しております。 また、小学校において外国語教育の充実を図るため、外国語指導助手1名の派遣を委託しました。</p> <p>小学校 BALLEW LENORE ANITA ホルニャック 真裕 株式会社インタラック 関東南</p>	<p>A</p>

<p>中学校外国語活動事業</p>	<p>外国語教育を充実させるため、外国語指導助手1名の派遣を委託しました。</p> <p>中学校 株式会社インタラック 関東南</p>	<p>A</p>
<p>幼保小外国語活動推進事業</p>	<p>幼少期から外国語に慣れ親しみ、小学校における外国語活動へつなげるとともに、将来、観光立町推進を担う人材の育成に役立てます。</p> <p>具体的には、町内公立幼稚園（1園）及び保育園（4園）に月2回程度、年間15回、外国語指導助手を派遣し、音、目、体で外国語を体験しました。</p> <p>幼稚園及び保育園 株式会社ボーダーリンク</p>	<p>A</p>
<p>学びづくり推進事業</p>	<p>学校、地域、家庭の連携によって児童・生徒に望ましい生活習慣や家庭での学習習慣を習得させるための仕組みづくりについて実践研究を行い、小・中学校及び幼稚園で実施した研究会等へ講師を招き、また、先進校が実施する研究授業へ教諭が参加しました。なお、各校の教員は、全員参加が基本です。</p> <p>学校における研究会の開催講師 小林裕一氏 小学校1回（湯河原小） 白井達夫氏 小学校3回（吉浜小） 平井聡一郎氏 小学校2回（東台福浦小） 三浦修一氏 中学校4回 原 孝成氏 幼稚園2回</p>	<p>A</p>
<p>非常勤指導主事設置事業</p>	<p>「湯河原町いじめに関する調査委員会」の提言に基づき、教育委員会の人的体制を充実させるため、指導主事を2名体制とし、学校へ出向く機会を増やし、様々な事案への迅速な対応を図るため、非常勤（会計年度任用職員）の指導主事1名を配置しています。</p>	<p>A</p>
<p>芸術文化鑑賞会開催事業</p>	<p>児童の情操教育の一環として実施しました。</p> <p>湯河原小学校 演劇鑑賞 落語ってなんだろう わんぱく寄席</p> <p>吉浜小学校 演劇鑑賞 オペラ「魔笛」</p> <p>東台福浦小学校 音楽鑑賞 「広い世界に夢を広げて」</p>	<p>A</p>
<p>児童への食育指導事業</p>	<p>給食を通じた食育の実践、担任と栄養士が連携しての食育の授業実践への支援を行うため、食育担当者会議を中心とした情報交換、栄養教諭の学校訪問指導を進めました。</p> <p>また、「弁当の日」「朝食チェック」を家庭と連携して実践することにより、学校と家庭が一体となった食育を推進しました。</p>	<p>A</p>

育英奨学金事業	<p>町内に在住し、優良な生徒であって、経済的理由により高等学校課程が修学困難な者に対して、学費・交通費等を交付し、学業の奨励を図りました。令和4年度は、令和3年度に引き続き、対象者を25名としました。</p> <p>対象者 25名</p>	A
学校給食費補助事業	<p>学校給食費は、月額4,200円を保護者が負担しております。町では、平成30年度まで月額180円を補助していましたが、令和元年度から月額300円を増額し、月額480円を補助し、学校給食の充実を図っております。</p> <p>令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰による各家庭における家計的不安定を支えとともに、学校給食を安定的に運営するため、9月の給食費から保護者負担分4,200円の1/2(2,100円)と物価高騰による引上げ分300円の補助をしました。</p>	A
教材・教具等整備事業	<p>長期使用による老朽化などにより、修理不可能な机・椅子等が定期的に発生するため、補充しました。</p> <p>湯河原小学校 教卓1台 吉浜小学校 机10台・椅子10脚 東台福浦小学校 机8台・椅子8脚 湯河原中学校 机24台・椅子24脚</p> <p>また、児童・生徒用図書を定期的に購入し、図書の充実を図りました。</p>	A
指導用図書等整備事業	<p>学習指導に必要となる指導用教材や指導用図書、教師用教科書を購入しました。</p>	A
ICT教育推進事業	<p>児童生徒に対して1人1台の教育用タブレット端末が整備されており、小中学校内においてはインターネット接続が可能となるよう無線LANのアクセスポイントが設置されています。また、教育用タブレットによる家庭学習に際して、家庭での通信環境による差が出ないように、通信料を町が負担し、教育環境の充実を図っております。</p>	A
要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育奨励費補助事業	<p>学校教育法第19条に基づき、生活保護世帯及び生活保護世帯に準ずる世帯の児童・生徒の保護者に対し、学用品費・給食費・修学旅行費の一部を援助し、義務教育である小・中学校において、他の児童・生徒と同様に学校生活が過ごせるよう助成しました。</p> <p>対象者 140名</p>	A
小中学校児童生徒作品展開催事業	<p>町立小・中学校の児童・生徒の作品を一堂に展示し、小・中学校教育の学習の成果と発表や鑑賞の機会を提供するとともに、児童・生徒の多彩な学習の成果を数多くの方にお知らせしました。</p> <p>期間 令和4年12月7日から13日まで 場所 町立図書館</p>	A

副読本「ゆがわら」作成事業	郷土湯河原の歴史や文化等を学習するための副教材として作成しているもので、小学4年生と中学1年生に配布するものです。 令和2年度に小学生版、令和3年度に中学生版を作成したため、令和4年度での作成はありませんでした。	—
方向性・課題	<p>学びづくり推進事業などによる教職員の研修・研究及び教職員の働き方改革推進は、継続的な実施により、教職員の意識改革や授業改善に役立ち、ひいては子どもたちに向き合う時間が増え学力向上などにつながるものと考えます。</p> <p>子どもフォーラム開催事業は、笑顔あふれる最高の楽校の実現などを目標に開催しており、内容の充実や開催時期の検討が必要と考えます。</p> <p>校務支援システム整備事業は、教職員の校務負担の軽減や成績管理などの適正化を目指すものであり、今後も推進していくものと考えます。</p> <p>ICT教育推進事業は、令和2年度に児童生徒1人1台に対して教育用タブレット端末の整備、各学校にはインターネット接続が可能となる無線LANのアクセスポイントを設置し、GIGAスクール構想実現に係るハード面の整備を行いました。</p> <p>小学校における外国語活動事業は、外国語指導助手を継続して配属するなど、引き続き適切に対応していくべきと考えます。また、幼保小外国語活動推進事業により、幼児期から外国語に慣れ親しむことができ、幼保小の連携を図ることができたと考えます。</p>	
評価委員意見等	<p>子どもフォーラム開催事業は、学年を越えて児童・生徒のつながりを深めることにも寄与すると思しますので、継続して実施していくべき事業と判断します。今後は、参加者が増えるよう周知方法などを工夫してください。</p> <p>小中学校校務支援システム整備事業は、教職員の働き方改革推進に関わる事業ですが、教職員の負担軽減のみならず、児童・生徒へ向き合う時間を確保することにもつながりますので、今後も推進するよう希望します。</p> <p>小中学校・幼保の外国語活動については、事業の継続と拡充をお願いします。</p> <p>学びづくり推進事業については、コロナ禍で開催日数が減少した前年度を上回って実施しており、今後もコロナ禍以前の開催回数に戻していくようお願いいたします。</p> <p>非常勤指導主事設置事業については、様々な事案へ迅速に対応するためにも、教育委員会の人的体制の充実は不可欠であると考えますので、更なる拡充を検討すべきと考えます。</p> <p>芸術文化鑑賞会開催事業及び小中学校児童・生徒作品展開催事業については、児童・生徒の文化芸術に対する理解と創造意欲を促進し、本物の芸術に触れる良い機会です。内容の充実を図るとともに、鑑賞会については、引き続き全ての学校で継続実施できるようお願いします。</p> <p>児童への食育指導事業では、「弁当の日」や「朝食チェック」など、児童・生徒各々が自身の健康管理を考え、朝食をきちんととることなどへの関心が高まるものと思しますので、今後も工夫しながら継続して実施してください。</p> <p>育英奨学金事業及び要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育奨励費補助事業については、家庭への経済的な支援として大変重要な事業と考えます。児童生徒数は、減少傾向にあるものの、援助が必要な世帯は増えることも想定されますので、継続的な予算確保を希望します。また、該当する方は誰もが申請できるよう、周知の徹底をお願いします。</p> <p>学校給食費補助事業では、給食費への補助を引き上げるなど、取組を評価します。今後も、物価高騰などの社会情勢に応じた支援を引き続き検討してください。</p> <p>教材・教具等整備事業、指導用図書等整備事業及び副読本の作成事業については、児童・生徒の学習環境を充実させることで、学習意欲の向上にもつながるものです。特に、副読本は、郷土愛を育む教材として今後も充実させるとともに、積極的な活用を期待します。</p> <p>ICT教育推進事業については、ハード面での整備が整ったことで授業での活用が本格的に行われており、今後は、教員へのサポートを充実することで、より授業及び家庭学習に活かされることを要望します。</p>	

イ 「信頼される学校づくり」を推進します。		学校教育課
(1) 学校運営の充実 (2) 地域に開かれた学校の推進 (3) 小中一貫教育の検討 (4) コミュニティスクールの導入 (5) いじめを含めた問題行動の対応 (6) 不登校児童・生徒に対する指導体制の充実 (7) 外国につながるのある児童・生徒のための教育体制構築		
主な実績	成 果	評点
小中学校児童生徒支援事業	<p>特別な支援を必要とする園児、児童、生徒に対し発達検査を実施するとともに、その子どもたちを支援・指導する教師等へのアドバイスを行う「支援教育アドバイザー」1名及び「スクールソーシャルワーカー」1名を委嘱し、未就学の時期から引き続いて就学支援をしていくネットワークを構築しています。</p> <p>また、小・中学校において、楽しい学校生活を送るためのアンケート“Q-U”（Questionnaire-Utilities『楽しい学校生活を送るためのアンケート』）という心理テストを年2回行い、学級の状態や子どもの心理状況を把握することで、いじめの早期発見と解消について、組織的対応を図っております。</p>	A
スタディサポート事業	<p>学校生活に不慣れな児童・生徒に対し、学校生活支援や教科指導等の支援を行いました。</p> <p>令和4年4月1日現在 湯河原小学校 : 2名 吉浜小学校 : 3名 東台福浦小学校 : 1名 湯河原中学校 : 1名</p>	A
教育支援教室推進事業	<p>町立小・中学校において学校へ通学できていない児童・生徒を支援するため、教育支援教室（旧：適応指導教室）を開設し、保護者への助言や児童生徒へ学校復帰へのアドバイス等を行いました。</p> <p>また、引き続き教室近くに畑を整備し、児童・生徒が作物の苗付け・収穫などに関わることで、自主性が養われるよう配慮しました。</p> <p>令和4年度通室者数 8名 （学校へ通うことができるようになった児童・生徒4名） 令和3年度通室者数 11名</p>	A
幼稚園子育て支援事業	<p>幼稚園における預かり保育を実施するための事業です。平成30年9月から預かり保育を週3日から5日へ実施日を増やし、継続して子育て支援を充実しています。</p> <p>また、令和元年10月から利用料を1回500円から450円に引き下げました。</p> <p>開 所 日 時 月～金 14時～16時 延利用園児数 312名</p>	A

<p>方向性・課題</p>	<p>家庭、地域、学校が密接に連携し、地域の実態や特性を活かした学校運営を目指し、積極的な学校公開として、学習発表会、児童・生徒の作品展、音楽会等により、開かれた学校の推進を図ることで、より多くの地域の方々が学校へ足を運んでくれるような方策への更なる取組が必要であると考えます。</p> <p>また、現行の学校評議員制度からコミュニティスクール（学校運営協議会制度）への移行については、各学校と連携しながら検討を進め、吉浜小学校と東台福浦小学校に設置できました。今後は、湯河原小学校及び湯河原中学校への設置を検討してまいります。</p> <p>特別な支援を必要とする児童・生徒への対応や各学級の状態の把握などは、引き続き、児童生徒支援事業における専門員のサポートを実施すべきと考えます。</p> <p>不登校の児童・生徒に対しては、教育支援教室を中心として、児童・生徒の理解を深め、家庭環境等の個々の背景にも配慮した指導を行っていくことが求められています。</p>
<p>評価委員意見等</p>	<p>小中学校児童生徒支援事業については、支援教育アドバイザーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実させ、巡回する回数を増やす等、児童・生徒に関わる教員へのサポートも継続して実施してください。また、いじめ問題やその他の課題を持った事案については、早期に発見し、解消につなげていくことを継続して要望します。</p> <p>スタディサポート事業については、細やかな配慮が必要な児童・生徒に対し、効果的にサポートされるよう、学級の状況に応じた人員配置の確保をお願いします。</p> <p>教育支援教室推進事業については、令和3年度から小田原支援学校内へ併設されたことで、児童・生徒への学習・生活指導をより整った環境のもとで行うことができるようになったものと思います。一方で、学校生活への復帰についても、支援を継続しながら取り組んでいくようお願いいたします。また、事情があって学校や教育支援教室に通えない児童・生徒に対しては、引き続きアプローチを検討してください。</p> <p>支援教室に通室していた児童・生徒については、義務教育課程終了後に他の関係機関へ適切な引き継ぎをするよう努めるとともに、卒業後も相談窓口の設置など、一人ひとりに寄り添った対応ができる仕組みづくりを検討してください。</p>

ウ 「安全・安心な学校づくり」を推進します。		学校教育課
(1) 児童・生徒の安全の確保 (2) 校舎等の施設整備の推進 (3) 学校支援ボランティアの活用		
主な実績	成 果	評点
交通安全教育事業	各学校で小田原警察署、交通安全母の会等による交通安全教室を開催し、自転車の安全な乗り方、交差点の横断の仕方などについて指導しました。また、教職員や母の会及びPTA等の協力による登校・下校時の安全指導も行いました。	B
障がい児介助員設置事業	特別支援学級等に在籍している児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を過ごせるよう、介助員を配置しました。 令和4年4月1日現在 湯河原小学校 : 2名 吉浜小学校 : 4名 東台福浦小学校 : 1名 湯河原中学校 : 2名	A
校舎等整備及び維持修繕事業	各学校において、児童・生徒の安全、安心を図るため、各種施設の点検を行っております。この点検結果などに基づき、各施設の改修工事等を実施しました。 湯河原小学校 : 消防用設備改修工事 吉浜小学校 : 消防用設備改修工事 東台福浦小学校 : 消防用設備改修工事 体育館屋上改修工事 揚水ポンプ更新工事 湯河原中学校 : 消防用設備改修工事 空調設備整備工事	A
防災備蓄用品購入事業	非常時の安全確保のため、湯河原中学校に防災用備蓄用品を整備しました。 防災備蓄用保存水 (20) 156本 保存食 (50食) 2箱 救命胴衣 14着	B
給食設備整備事業	老朽化した給食設備の改修工事等を行うものです。また、長期使用により破損等する食器や調理器具が出てくるため、定期的に食器や調理器具等の購入をするものです。 (強化磁器食器数) 湯河原小学校 ガス回転釜 1台 深皿180枚 吉浜小学校 給湯室給湯器改修工事 深皿200枚 東台福浦小学校 ガス回転釜 1台 購入なし	A
給食調理業務委託事業	平成21年度から吉浜小学校、平成23年度から湯河原小学校の給食調理業務を民間業者に委託し、安定的に給食を提供しています。 委託事業者 (株)レクトン	A

<p>新型コロナウイルス感染症対策事業（学校教育課・各学校）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策を講じた学校運営を行うため、教育委員会及び小中学校において、換気をするための網戸、スポットクーラー、ファンヒーター等の保健管理用備品を購入しました。</p>	<p>A</p>
<p>方向性・課題</p>	<p>交通安全対策では、登下校時の指導や交通安全教育の徹底などにより、児童・生徒の安全の徹底を図り、不審者等の対策については、関係機関との連携により迅速な対応が求められていると考えます。 ハンディを持った児童・生徒への更なる支援充実を図るため、障がい児介助員の配置は重要と考えます。 校舎等の施設整備については、限られた予算の中でも計画的に施設整備を行い、児童・生徒の安全を最優先とすることは非常に重要であると考えます。また、令和2年度に策定された学校施設長寿命化計画の実施に併せて、学校のあり方についても継続して検討する必要があります。</p>	
<p>評価委員意見等</p>	<p>交通安全教育事業については、警察、PTA、学校運営協議会のほか、道路維持管理者や町交通安全担当課等の関係機関と連携し、継続して地域ぐるみでの安全対策を推進してください。 障がい児介助員設置事業については、サポートが必要な児童・生徒に対し、スタディサポートなどの他の事業とともに、きめ細やかなサポートが行えるよう、人員体制の確保に努めてください。 校舎等整備及び維持修繕事業については、全学校施設が建築後長期間が経過しているため、計画的な維持管理修繕を継続してください。また、特別支援級の入級児童・生徒の増加や、在籍児童・生徒の状況に応じ、適切な学級数の維持、学習環境及び支援体制の改善について引き続き対応をお願いします。 防災備蓄用品購入事業については、中学校は、定期的な整備を実施している中で、小学校へも飲料水等の配備をすることを検討してください。予算の確保については、必要とする理由を明確にし、しっかりと要望していくことも必要であると考えます。 給食設備整備事業及び給食調理業務委託事業については、各小学校での安心・安全な学校給食の提供を実施するとともに、今後も、児童の食育や健康維持・向上のため、適切な給食設備と環境の維持に努めてください。なお、中学校給食の実施については、早期の事業着手をお願いするとともに、確実に実施できるよう要望します。 学校教育課及び各学校での新型コロナウイルス感染症対策事業については、換気のための設備や備品を継続して整備されており、評価できます。今後も、有効的な感染症対策を行い、児童・生徒、教職員、保護者の安全を確保するよう希望します。</p>	

エ 人と人とのふれあいを大切にする、思いやりの心、地球環境を大切に する心を育みます。		学校教育課
(1)「笑顔」でさわやかな「あいさつ」の促進 (2)環境に対する豊かな感受性を育みます (3)認知症の人を含む高齢者への理解の推進		
主な実績	成 果	評点
あいさつ運動	登校時のあいさつ運動は、各校ともに浸透しています。東台福浦小学校では、毎朝、当番の児童が校門に立ってお出迎え、「にこやかに」あいさつしています。 中学校でも毎月2回、朝のあいさつ運動を実施しました。	A
花いっぱい教育推進事業	小・中学校において、町が推進する「緑と花のある町づくり」に連動した学習活動として、花の栽培等を通じて情操教育の推進を図りました。 花の苗、園芸土、肥料他の購入	A
校外体験学習推進事業	小学校3校の児童を対象とした校外体験学習を通じて、地域の方々との触れ合い、また、地場産業を体験することなどにより、人への思いやりや自然の大切さに触れることで生命の尊さなどを学んでおります。 稚鮎放流体験 令和4年4月21日 参加人数117名 (湯河原小2年生40名、吉浜小3年生51名、東台福浦小2・3年生26名) 茶摘み体験 令和4年5月6日 参加人数139人 (湯河原小3年生48名、吉浜小3年生53名、東台福浦小3・4年生38名) 温泉入浴体験 令和4年6月6日 参加人数111人 (湯河原小4年生40名、吉浜小3年生53名、東台福浦小3年生18名)	A
学校支援ボランティア活用事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校支援ボランティアの活用も縮小されていましたが、令和4年度からは新型コロナウイルス感染症による影響も少なくなり、学校の環境整備のサポートや学校図書館の運営など、ボランティアによる地域の力をお借りし、学校運営の向上が図れました。 学習、図書、家庭科、栽培支援ボランティアなど。	A
方向性・課題	湯河原町の「新総合計画ゆがわら2021プラン」によるまちの将来像は「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」であり、まちの将来を担うであろう児童・生徒が、笑顔であいさつができるようになり、人と触れ合うことの大切さを学ぶことは必要であると考えます。 また、体験学習などを通じ、環境問題が世界共通の課題となっていることを理解し、「地球にやさしい行動」とは何かを考えるきっかけを作ることは必要と考えます。 学校支援ボランティアを活用した地域との連携では、教科に関連した技術、知識等を備えた方の協力により、また、課外活動においても地域の多くの方々により支えられており、今後も、より多くの方々の協力を得られるよう、地域の学校として使命を果たしていくことが求められています。	

評価委員意見等

あいさつ運動は、地域の中でのコミュニケーションを図ることで、豊かな人間関係の構築や、住みよい生活環境の維持などに対する気づきにつながる大切な情操教育の一つであると思います。児童・生徒同士、地域の人などに対し、相手を思いやる心を育てる一助となるよう継続して行われることを望みます。

花いっぱい教育推進事業は、自然との触れ合いの中で、命の尊さを学ぶ良い機会であると思います。子どもたちが育てた花を観光や町の景観の改良につなげるなど、町ぐるみで力を入れてもらうことを期待しています。

校外体験学習推進事業については、徐々にコロナ禍以前の生活状況に戻る中、各小学校ともに全て予定どおり実施でき大変良かったと思います。体験学習は、わがまち湯河原の魅力を確認、発見できる貴重な機会ですので、今後も様々な体験の機会を児童が得られるようお願いします。

学校支援ボランティア活用事業では、児童・生徒の見守りとともに地域との交流という点でも重要なものと考えます。また、支援の種類によっては、ボランティア数が不足していると思いますが、地域と学校の連携・協働体制を構築し、継続的な実施を希望します。

オ 人権教育及び人権啓発を推進します。		学校教育課
(1)「ともに生き、支え合う地域社会」の実現 (2)道徳の「特別の教科」化に対応した研究・実践		
主な実績	成 果	評点
湯河原町いじめ問題対策連絡協議会の開催	本協議会は、年2回開催し、各機関がそれぞれ抱える問題について、具体的に話し合い、アドバイスを受けるなど、情報を共有し連携を図りました。 なお、実務者レベルでの協議の場として、学校サポート会議を3回開催して関係機関との連携を強化しました。さらに詳しい話し合いをすることで解決策を探っています。	A
人権教育等促進事業	湯河原町いじめに関する調査委員会からの答申（平成26年3月）の中で示された提言を受け、小学校5・6年生及び中学生を対象として、「人権川柳」を募集し、入選作品を印刷したプリントをクリアブックに入れ、児童・生徒に配布し、人権に関する啓発を図りました。	A
人権教育年間計画の策定	平成25年4月にあった悲しい事件を風化させないため、平成26年度から4月を「湯河原町人権教育月間」と定め、各学校においては、各月ごとに取り組むべき人権関係の重点項目を「人権教育に係る年間計画」として策定し、年3回の振り返り評価を実施し、議会にも報告しました。	A
教職員等研修事業	教職員の資質の向上を図るため、研修会を実施しました。 テーマは、「できることを教える体験対話教育について」とし、大草心理臨床・教育相談室主宰 神奈川県スクールカウンセラー配置事業スーパーバイザーの大草正信氏を講師として招聘しました。 内 容 人権教育研修会「できることを教える体験対話教育について」 開催日 令和4年8月23日（火）午後1時30分から 場 所 防災コミュニティセンター2階 205、206会議室 参加者 湯河原小、吉浜小、東台福浦小、湯河原中、福浦幼稚園及び保育園の教職員	A

<p>社会生活技能訓練委託事業</p>	<p>社会への対応が困難とならないよう、「社会で他者との良好な関係を形成し、それを維持していくための知識や技術」を体系的に習得するため、社会生活技能訓練(アート・コミュニケーション・トレーニング)のプログラムを専門的に行うNPO法人に委託し、児童・生徒に対し講座を行い、コミュニケーション能力の向上と社会生活で予想されるトラブルを事前に指導することを通じて、より良い人間関係の構築を図るとともに、児童・生徒を指導する教員もスキルアップを図ることができました。</p> <p>※平成30年度からSST：ソーシャル・スキル・トレーニングからACT：アート・コミュニケーション・トレーニングへ名称変更をしました。</p>	<p>A</p>
<p>方向性・課題</p>	<p>人権は全ての人生まれながらにもっている権利であり、教育では、人権尊重の理念について正しい理解を深め、家庭、地域、学校が一丸となり、差別のない「共に生き、支え合う地域社会」を目指すものと考えます。</p> <p>いじめの問題については、「どの子どもにも、どこの学校でも、いじめは起こりうる」という前提のもと、未然防止と早期発見に努めるものとします。</p> <p>社会生活技能訓練(アート・コミュニケーション・トレーニング)は、継続して実施する必要があると考えます。</p>	
<p>評価委員意見等</p>	<p>「湯河原町いじめ問題対策連絡協議会」の開催、人権教育等促進事業及び人権教育年間計画の策定については、平成25年4月の事案から10年以上経過する中で、風化させることなく、人権尊重の理念を再認識しながらいじめの早期発見と解消に取り組まれることを要望します。また、児童・生徒への人権教育については、必要な見直しを適切に実施することを要望します。</p> <p>教職員等研修事業については、コロナ禍以降3年ぶりに人権教育研修会を実施し、職員の資質向上に寄与したものと推察します。今後も、継続的な研修実施を要望します。</p> <p>社会生活技能訓練委託事業は、コミュニケーション能力の向上を図り、より良い人間関係の構築を目指す取組として評価できるものです。また、児童・生徒だけでなく、教職員に対しても効果的なものと捉えております。今後も、継続的に実施することで、目に見えなくとも確実に実りある成果に繋がることを期待しています。</p>	

カ 生涯にわたる各年代層に対応した自主的な学習活動を支援します。		社会教育課															
(1) 学習情報の提供と学習相談機能の充実 (2) 生涯の各期に応じた学習機会の提供と充実 (3) 自主学習活動の育成と支援 (4) 社会教育団体の活動支援																	
主な実績	成 果	評点															
町民大学運営事業	<p>町民の教養講座として各分野の専門家を講師に招き毎月1回(年12回)実施し、業務を町民大学運営委員会へ委託しています。</p> <p>令和4年度は、町民大学の開講について、運営委員会において協議した結果、新型コロナウイルス感染症の影響により休講となりました。</p> <p>令和5年度の開校に向け、常任講師の方に机上講義という形で原稿を作成していただき、令和5年度の受講者に郵送しました。</p> <p>【毎月第3土曜日：定員200名】</p>	—															
学習活動推進事業	<p>地域会館(吉浜・門川・川堀)の活用や、地域に根ざした生涯学習の推進を図るとともに、郷土の豊かな自然に興味や関心を持ち、自然を大切にすることを通して人を愛する心を育むことを目標に、各種観察会(ツバメや野鳥、海のプランクトン、秋の植物、天体観察)を実施しています。</p> <p>令和3年度から、自然科学・歴史文化探訪事業、生涯学習推進員養成事業、遊びと学び推進事業、親子陶芸教室開催事業を統合しています。</p> <table border="0"> <tr> <td>ツバメの観察会</td> <td>5月21日</td> <td>参加者：11人</td> </tr> <tr> <td>プランクトン観察会</td> <td>7月20日</td> <td>参加者：25人</td> </tr> <tr> <td>秋の植物観察会</td> <td>11月3日</td> <td>参加者：3人</td> </tr> <tr> <td>天体観察会</td> <td>12月2日</td> <td>参加者：40人</td> </tr> <tr> <td>親子陶芸教室</td> <td>7月28・29・30日</td> <td>参加者：27人</td> </tr> </table> <p>門川会館 (ヨガ教室・こんにやくづくり・お飾り・そば打ち) 6月3日～3月17日の間 参加者：47人</p> <p>文化福祉会館 (貝殻の標本、Xmasプレゼント、お飾り) 6月26日～12月18日の間 参加者：55人</p> <p>川堀会館 (小物入れ・シアバタークリーム・お飾り・苔玉) 7月23日～3月11日の間 参加者：53人</p>	ツバメの観察会	5月21日	参加者：11人	プランクトン観察会	7月20日	参加者：25人	秋の植物観察会	11月3日	参加者：3人	天体観察会	12月2日	参加者：40人	親子陶芸教室	7月28・29・30日	参加者：27人	A
ツバメの観察会	5月21日	参加者：11人															
プランクトン観察会	7月20日	参加者：25人															
秋の植物観察会	11月3日	参加者：3人															
天体観察会	12月2日	参加者：40人															
親子陶芸教室	7月28・29・30日	参加者：27人															
方向性・課題	<p>各年代層の生涯学習活動を支援するためには、幅広い年代層に対応した学習機会を設定し、学習者が自らの希望に沿った適切な学習機会を選択できることが望まれます。</p> <p>課題として、町民大学は、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、開講を前提に会場、募集人数を検討します。</p> <p>また、各種教室については、基本的な感染対策を実施し、開催していきます。</p>																

<p>評価委員意見等</p>	<p>本町における生涯学習の根幹である町民大学は、開講以来60年以上にわたり継続していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、開講を見送ることになりました。令和5年度の開講に向け、常任講師の机上講義原稿を令和5年度の受講者に郵送したことは開講に向けての新たな試みとして評価できます。</p> <p>今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を見極め、定員や会場の見直しも検討する必要があると考えます。町民の学びの場が途切れることのないよう創意工夫を凝らし、今後も町民大学が継続できることを望みます。</p> <p>学習活動推進事業における各種教室・講座は、海・山・川と美しい自然に恵まれた地域の特性を活かし、季節に合わせた行事が開催されています。また、各講座とも親子で参加し、楽しみながら学ぶことができる事業であることから、今後も多くの方が参加できるよう開催の時期や募集方法などを検討してください。</p> <p>生涯学習の企画運営の核となる生涯学習推進員の人材確保を図り、充実した活動を町民に提供してください。</p>
----------------	--

キ 家庭・地域の教育力の向上に努めます。		社会教育課
(1)地域の教育力の向上 (2)家庭の教育力の向上		
主な実績	成 果	評点
家庭教育推進事業	<p>社会情勢の変化とともに、家庭や子どもを取り巻く環境が様々に変容する中、家庭教育のあり方やこれからの時代を生きる子供たちの子育てについて理解を深め、各家庭の教育力を高めるため、3回の講座を開催しています。</p> <p>なお、令和3年度から、「家庭教育学級開催事業」「保育グループ育成事業」を統合し、「家庭教育推進事業」として実施しています。</p> <p>令和4年度も会場での受講のほか、オンライン配信を行い、新型コロナウイルス感染症の感染予防や、受講生の利便性などを考慮して実施しました。</p> <p>第1回 7月8日 来場数 5人 視聴回数 40回 「食で育む心と体」</p> <p>第2回 11月28日 来場数 11人 視聴回数 23回 人権講演会「子どもの人権・家庭内の人権」</p> <p>第3回 12月14日 来場数 21人 視聴回数 64回 「お家で伝える性のおはなし」</p>	A
方向性・課題	<p>共働き世帯やひとり親世帯が増加し、社会環境や生活様式が大きく変化する中で、家庭や地域の教育力の向上が課題となっています。</p> <p>このため、子育て中の保護者や関心のある方を対象に、人権教育やニーズに対応したテーマの講演会を実施し、家庭の教育力の向上を図るだけでなく、保護者同士や地域を結びつけることで、“つながり”による支援を行うことが重要となります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染防止、また、受講者の利便性を図ることから、従来の手法に捉われず、オンラインによる受講などを更に充実させ、時代に即した展開を図りながら、参加人数の増加に取り組む必要があります。</p>	
評価委員意見等	<p>家庭教育は、全ての教育の出発点であり、発達段階に応じた子育てに関する保護者の学習機会の提供は、重要であると思います。多様な生活様式に対応するため、オンラインを活用した講座を取り入れたことは、保護者の利便性の面においても評価できます。保護者同士や地域をつなげることで、悩み事を一人で抱え込むことのないような環境づくりを進めてください。また、町広報紙やホームページ、SNS等を活用し、参加人数の確保にも努めてください。</p>	

ク 子どもの読書活動を推進します。		図書館・学校教育課
(1) 学校図書館の活性化 (2) うちどく（家読）の推進 (3) 本に接する機会の提供		
主な実績	成 果	評点
学校図書館の活性化	図書整理、配架方法、選書等について、学校及び学校司書、図書館司書、学校支援ボランティアが情報交換し、学校図書館の環境整備等を行いました。また、中学生の需要を反映した選書を行い、中学校へ一括貸出し、読書の向上と学校図書館の利用を促進しました。	A
うちどく（家読）の推進 （子ども読書活動推進事業）	第四次湯河原町子ども読書活動推進計画に基づき、子ども読書活動推進協議会を中心に、保育園、幼稚園での読み聞かせ、小中学校での朝読書、おはなし会などを行っております。ボランティアによる読み聞かせ、「子ども読書まつり」等の図書館における各種イベントを人数制限等の感染症対策を講じ再開し、年齢に応じた図書を紹介する「うちどくブックリスト」を配布するなど、家庭内であっても本に親しむきっかけを提供しました。	B
第四次子ども読書活動の推進	「第四次子ども読書活動推進計画」のもと、重点である「学校図書館の活性化」に取り組み、「うちどく（家読）の推進」「本に接する機会の提供」について、ブックトークやおはなし会を通じ、児童・保護者へ読書の楽しさや必要性を伝えました。 また、学校（司書教諭、学校司書）、地域（ボランティア）、図書館（図書館司書）の各関係機関が連携し、家庭での読書や良書との出会いを推進しました。	B
小中学校図書館司書配置事業	平成26年の学校図書館法改正により学校司書を置く努力義務の規定が明記され、学校図書館の運営面での改善、児童・生徒の学校図書館の利用促進を図るため、非常勤学校図書館司書を配置しました。なお、平成30年度からは、1名増員し、会計年度任用職員学校図書館司書2名を配置しました。 各小学校 週2日 中学校 週4日 利用冊数 令和4年度 11,871冊 令和3年度 11,193冊 令和2年度 12,136冊 令和元年度 11,383冊	A
方向性・課題	「第四次子ども読書活動推進計画」に基づき、豊かな心を育てる読書活動を推進します。 また、家庭・学校・地域の連携を深め、学校図書館の活性化を進めます。	

<p>評価委員意見等</p>	<p>「第四次子ども読書活動推進計画」に沿い、今後も、読書活動の推進につながる魅力あるイベント及び事業を実施するよう要望します。 小・中学校図書館司書配置事業については、継続的な学校司書の配置は評価できませんが、さらに学校図書館が充実することで、児童・生徒の積極的な活用と利用冊数の増加につなげられるよう、引き続き司書の充足について要望します。</p>
----------------	--

ケ 青少年の健全育成に努めます。		社会教育課
(1) 青少年の健全育成の推進 (2) 児童が安全で安心して過ごせる場の提供		
主な実績	成 果	評点
二十歳のつどい開催事業	人生の一つの節目である大人としての門出を祝い、また、二十歳としての自覚と責任、さらに郷土を愛する心を培うため、式典及び記念のつどいを実施しました。 式典会場として予定していた町民体育館が、引き続きワクチンの接種会場となったため、湯河原中学校体育館で開催しました。 開催日 令和5年1月8日(日) 対象者 204人 内出席者 133人	A
青少年健全育成活動推進事業	地域における子どもと大人の触れ合いを図り、互いの連帯感を培うほか、地域活動を推進・支援するため、4地区の「明るい青少年を育てる会」に助成しました。 また、シニア・リーダーが、子どもと育成者のパイプ的な役割を担い、社会に貢献できるリーダーとなるため、必要な各種研修への参加や指導者としての技術・知識の習得を促しました。そして、地域における青少年リーダー養成のための事業を、「湯河原町子ども会育成団体連絡協議会」に委託し、地域の団体における各種体験活動を推進・支援することを目的として実施しました。 なお、令和3年度から「青少年健全育成地域活動推進事業」「青少年リーダー養成事業」「青少年地域体験活動支援事業」を統合し、「青少年健全育成活動推進事業」として実施しています。 <湯河原町子ども会育成団体連絡協議会に委託> インリーダー宿泊研修 令和4年5月7日(土)～8日(日) (小学4年生～6年生10人、中高生9人) 少年少女砂の芸術大会 令和4年7月16日(土) (小学1年生～6年生55人、中高生10人) 秋のスポーツイベント 令和4年10月1日(土) (小学1年生～6年生15人)	A
親善都市子ども交流推進事業 (広島県三原市)	親善都市提携を結んでいる三原市の児童と交流を行い、両市町の継続的な友好親善を目的として実施しています。 令和4年度は、感染症対策を実施の上、三原市児童が湯河原町を訪問し、両市町児童の親睦を深めました。 日 程 8月2日(火)～3日(水) 参加児童 20人(男子9人、女子11人) (小学6年生1人、5年生15人、4年生4人)	A

<p>放課後児童健全育成事業</p>	<p>就労等による留守家庭の小学1年生から6年生までの児童に対し、学童保育所を設け、児童の健全な育成を図っております。</p> <p>令和4年度も、各学童保育所において、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を実施しながら、通常どおり開所しました。</p> <p>令和5年3月31日現在入所児童数</p> <table border="0"> <tr> <td>湯河原小学校</td> <td>65人</td> </tr> <tr> <td>吉浜小学校</td> <td>54人</td> </tr> <tr> <td>東台福浦小学校</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>130人</td> </tr> </table>	湯河原小学校	65人	吉浜小学校	54人	東台福浦小学校	11人	合計	130人	<p>A</p>
湯河原小学校	65人									
吉浜小学校	54人									
東台福浦小学校	11人									
合計	130人									
<p>放課後子ども教室推進事業</p>	<p>吉浜小学校、東台福浦小学校において、水曜日、金曜日の週2回、放課後、1年生から6年生までを対象に、地域住民の参画を得て、文化活動・地域住民との交流等の機会を提供しました。</p> <p>湯河原小学校では、火曜日と木曜日に、低学年と高学年に分け教室を開催しています。</p> <p>この事業は、「放課後児童健全育成事業(学童)」と連携した総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)として実施しています。</p> <p>令和5年3月31日現在の登録児童数</p> <table border="0"> <tr> <td>東台福浦小学校</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>湯河原小学校</td> <td>49人</td> </tr> <tr> <td>吉浜小学校</td> <td>37人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>118人</td> </tr> </table>	東台福浦小学校	32人	湯河原小学校	49人	吉浜小学校	37人	合計	118人	<p>A</p>
東台福浦小学校	32人									
湯河原小学校	49人									
吉浜小学校	37人									
合計	118人									
<p>方向性・課題</p>	<p>青少年の健全育成のため、子どもの安全で安心な居場所の確保や、青少年の活動の「場」が求められています。また、近年目立つSNS利用に伴う犯罪防止や、地域のつながりの希薄化に伴う有害環境浄化に取り組むことが重要となっています。</p> <p>その一方、知識と経験を有する地域の指導者の協力を得て、子どもや青少年が潜在的に持っている能力を引き出していくことや、各種の青少年育成団体が行う青少年活動への参加意欲を高める取組について、地域と連携強化を図り、支援していきます。</p> <p>今後の課題として、「放課後健全育成事業」では、基本的な感染症対策を実施し、安全・安心な施設運営を図る必要があります。</p> <p>三原市との「親善都市子ども交流推進事業」では、従来の両市町を行き来する交流を引き続き行いますが、受け入れる際の町内見学の行程については、検討を要します。</p> <p>「成人のつどい」については、民法の改正による成人年齢の引き下げを受けて、対象年齢が変わることから、令和4年度に18歳・19歳を迎える方々に、今後の意向についてアンケートを実施しました。その結果、18歳ではなく20歳でのお祝いを求める声が多数を占めました。令和5年からは、「二十歳のつどい」として開催いたしました。令和6年からは、会場を町民体育館に戻し、開催予定で</p>									

<p>評価委員意見等</p>	<p>青少年健全活動推進事業は、地域の青少年育成団体の協力により実施できるものであるため、引き続き関係団体と連携して青少年の育成に努めてください。</p> <p>二十歳のつどいは、昨年に続き町民体育館から会場を湯河原中学校体育館へ移して開催しました。多くの参加者が巣立った思い出ある湯河原中学校において、大人の門出を祝うことができたことは一定の評価はできます。令和4年度から民法の改正を受けて、成人年齢が18歳に引き下げになりましたが、若者の成長をお祝いする事業として引き続き実施してください。</p> <p>親善都市子ども交流推進事業については、5年ぶりに三原市の児童が湯河原町を訪問し、互いの市町の歴史、自然、文化を学び、友好を深めることができました。次代を担う子供たちの豊かな心を育むための絶好の機会であり、互いを行き来しての交流を引き続き実施してください。</p> <p>放課後児童健全育成として、学童保育所については、子どもの安全な居場所の確保ができました。</p> <p>地域住民の参画をいただき活動する放課後子ども教室については、今後も、安全・安心な運営に努めてください。</p>
----------------	---

コ-1 芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用に努めます。		社会教育課
<p>文化団体活動への支援、音楽会・文化祭の開催などの多彩な活動を通じ、芸術と文化に彩られるまちづくりを目指します。また、貴重な文化財や天然記念物を保護・保存し、活用することを推進します。</p>		
主な実績	成 果	評点
文化祭開催事業	<p>町内文化団体の日頃の成果を発表する場として文化祭を開催し、文化の振興を通して豊かなまちづくりを進めております。</p> <p>10月から11月にわたり、図書館・防災コミュニティセンター等を会場として作品の展示発表や活動発表を行いました。</p> <p>また、音楽を広め、町民の文化の向上と触れ合いを図ることを目的に音楽会を実施していますが、令和4年度は、参加団体が少なかったため、音楽交流会として吉浜小学校体育館で行いました。</p> <p>なお、令和3年度から「音楽会開催事業」「文化祭開催事業」を統合しています。</p> <p>令和4年度 文化祭参加団体 11団体 音楽交流会参加団体 3団体</p>	A
方向性・課題	<p>芸術・文化の振興では、音楽会や文化祭の開催により、多くの町民が文化に関わる機会づくりの場を提供し、心豊かな町民の生活と活力ある社会に寄与する文化芸術施策の充実を図っています。音楽会、文化祭ともにコロナ禍で活動を縮小、休止した団体がありますが、団体の活動を積極的にPRしていくことで、団体の活動の場が広がると考えます。</p> <p>また、文化財等の保護・活用では、郷土の文化財や文化への理解と関心を深め、将来に引き継ぐため、湯河原町の文化財冊子を中学生に配布するなどの取組を引き続き進めていきます。</p>	
評価委員意見等	<p>芸術や文化活動に親しむことは、潤いのある生活と生きがいや健康づくりにも寄与するものです。</p> <p>音楽会、文化祭においては、令和4年度の参加団体は減少したものの開催出来たことは、一定の評価はできます。今後のサークル活動については、メンバーの減少など、存続が危ぶまれることも予測されますので、町広報紙などを活用し、活動を広く周知するなど、支援に努めてください。</p>	

コ-2 芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用に努めます。		図書館
<p>町民への情報提供を重視した資料の整備と各種講座の開催、質の高い親しまれる図書館を目指します。また、子どもの読書活動を推進します。</p>		
主な実績	成 果	評点
図書館資料整備事業	<p>定期刊行物、書籍及び視聴覚資料等を購入し、図書館資料の整備を行いました。</p> <p>【定期刊行物】 雑誌（文藝春秋 外） 56誌 新聞（朝日新聞 外） 10紙</p> <p>【書籍】 一般書 1,641冊 児童書 745冊</p> <p>【視聴覚資料】 C D 21点 DVD 16点</p> <p>【障がい者サービス】 図書や視聴覚資料の宅配サービス 登録者 2名 貸出数 262点</p> <p>令和4年度貸出数 108,637冊 令和3年度貸出数 112,606冊 令和2年度貸出数 94,630冊 令和元年度貸出数 124,460冊</p>	B
ブックスタート・セカンドブック	<p>本と親しむきっかけ作りや家庭での読書を定着させることを目的に、4か月児健康診査時に図書を贈呈するブックスタートと小学校入学時に図書を贈呈するセカンドブックを実施し、「うちどく（家読）」や「あさどく（朝読）」等の読書の機会を提供しました。</p> <p>ブックスタートでは、4か月児健康診査時に幼児に読み聞かせを行い、保護者へ本の見どころと読み方、読み聞かせの重要性と効果を説明し、希望する図書を贈呈しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート 69冊 <p>セカンドブックでは、小学校新1年生に対しボランティアによる読み聞かせを行い、希望する図書を贈呈しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セカンドブック 102冊 	A
一般向け講座等の開催	<p>中止していた朗読ボランティアによる朗読会、図書館セミナー（田口ランディ講演会）、ノスタルジック・コンサート等のイベントを人数制限、ソーシャルディスタンス等の感染症対策を講じ、再開しました。</p> <p>参加者合計 571人 （朗読会 105人、図書館セミナー 56人、ノスタルジック・コンサート 40人、古本市 370人）</p>	B

<p>子ども向け催し物の開催</p>	<p>中止していた年齢別の「おはなし会」を人数制限、ソーシャルディスタンス等の感染症対策を講じ再開し、「うちどく（家読）」の推進を図りました。また、本や図書館に親しんでもらうことを目的に「としょかんたんけん隊」等の夏休みイベントや子ども読書まつりも再開しました。 ・参加者合計 320人 （子ども読書まつり 45人、金曜日のおはなし会 20人、土曜日のおはなし会 27人、おはなしだっこ 48人、夏休みのおはなし会 41人、ねむれないほどこわいおはなし会 29人、としょかんたんけん隊 6人、子ども古本市 104人）</p>	<p>B</p>
<p>図書館施設整備事業</p>	<p>図書館1階女子トイレ及び3階男子トイレの壁面タイルの改修工事を行いました。</p>	<p>A</p>
<p>方向性・課題</p>	<p>引き続き新しい図書資料や情報の収集、学習や読書につながる、本と触れ合う機会を提供します。また、中止していたイベント等を再開したことで、図書館を身近に感じてもらい、図書館利用が促進されるよう図っていきます。 施設については、不具合箇所の修繕改修を進め、使いやすい施設を心掛けて、維持管理に努め、併せてより良い図書館のあり方についても検討していきます。</p>	
<p>評価委員意見等</p>	<p>利用者が求めている図書資料・情報の整備を効果的に行うとともに、子どもの読書推進、本に触れ合う機会の提供に引き続き努めてください。今後も、魅力あるイベント等を実施し、図書に接する機会を多様に提供するよう要望します。 ブックスタート事業及びセカンドブック事業は、他市町村ではまだ例が少ない事業であり、デジタルではない紙の本を見て手で触って学ぶ体験というのはとても大切であり、子供たちが読書の楽しみを発見する手助けとして今後も継続することを望みます。 施設については、利用者の安全・安心に配慮した維持管理を図りながら、今後も利用しやすい、より良い図書館のあり方についても検討されるよう期待します。</p>	

コ-3 芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用に努めます。		美術館
町の長い歴史に息づいた先人たちの文化遺産である絵画・書などを保存・展示し、広く一般の利用に供すること及び観光施設として地域振興に寄与することを目指します。		
主な実績	成 果	評点
展覧会開催事業	<p>芸術文化の振興のため、収蔵作品や借用作品による展覧会を開催しました。</p> <p>平松礼二館では、特別企画展「平松礼二×草月」展をはじめ4回の企画展、常設館では4回展示替えを行いました。また、近隣作家を紹介する現代作家展を3回開催しました。</p> <p>特別展として「蘇る絵画 矢部友衛作品展」を開催しました。</p> <p>総入館者 18,712人（令和3年度 15,912人）</p>	B
美術教育普及事業	<p>美術に関連した教育普及のため、平松画伯が実際に使用している画材や作品のアトリエでの公開しました。また、平松画伯による展示作品解説を開催したほか、特別展に関係した講演会を開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平松礼二名誉館長によるアトリエ案内&制作解説 3回 参加者30人（令和元年度6回 参加者96人） ・学芸員によるギャラリートーク 6回 参加数40人（令和元年度 11回 参加者計140人） ・特別展「矢部友衛作品展」講演会 11/20 参加者32人 講師 絵画修復家 大原秀之氏 <p>※現代作家展アーティストトークにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策拡大防止のため中止となりました。</p>	B
小・中学校関係事業	<p>美術に触れ合うことで、子供たちの豊かな感性を育てるため、小・中学生及び園児を対象に事業を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞教室 2回 計51人（3年度2回 計57人） ・夏休み無料招待 7月21日～8月30日 169人（3年度 174人） ・こどもギャラリー 令和5年1月19日～2月14日 	B
もみじライトアップ事業	<p>紅葉の時期に合わせ、美術館庭園のもみじをライトアップし、併せて美術館展示室の夜間開館を行い、観光誘客及び町民の癒しの場を創出する事業を実施しました。</p> <p>期間 12月2日～4日 16:30～21:00</p> <p>ライトアップ入園者 471人（令和3年度 522人）</p> <p>ナイトミュージアム入館者 36人（令和3年度 79人）</p>	B
美術館施設整備事業	<p>令和3年度、令和4年度継続事業として、事務所屋根等の雨漏り改修工事を行いました。</p>	A

<p>方向性・課題</p>	<p>「特別展 蘇る絵画 矢部友衛作品展」を開催し、入館者の増員を図りました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止にした事業もありましたが、総入館者数は18,712人（令和3年度15,912人）前年度と比較すると2,800人増となりました。今後も、「湯河原十景」作品を含む収蔵作品（寄贈・寄託約1,700点）による展覧会や特別展を充実するとともに、平松礼二名誉館長の協力を得ながら「見えるアトリエ」事業を引き続き実施し、来館者の満足度を上げるよう努めます。</p> <p>また、もみじのライトアップ等のイベントや美術館の付帯施設としての庭園、ミュージアムショップ、カフェなどの事業の充実を図り、美術鑑賞以外の美術館の魅力を発信していきます。</p> <p>なお、美術館活動の基盤である美術資料の調査・研究・企画を行う専門職員の充実が課題でしたが、令和4年度に新たに1名の学芸員を任用しましたので、更に収蔵作品の活用や展覧会の企画などの充実を図ってまいります。</p>
<p>評価委員意見等</p>	<p>「特別展 蘇る絵画 矢部友衛作品展」や、「見えるアトリエ」等の事業を開催したことは評価できます。引き続き展覧会や事業の充実に向けて利用者の満足度を上げ、入館者の増員を図ってください。</p> <p>また、美術館で本物の絵を見ることは、児童・生徒の感性を育む絶好の機会ですので、町の美術館として、鑑賞教室等教育普及事業を継続して実施するほか、無料招待等の増加を期待しています。</p> <p>もみじのライトアップ等のイベントや美術館の付帯施設としての庭園、ミュージアムショップ、カフェなどの事業の充実を図り、美術鑑賞以外の美術館の魅力を周知することは、美術館全体の価値の向上につながると考えます。</p> <p>なお、専門職員が増員されたことに伴い、今後の美術館活動が更に充実することを期待します。</p>

サ 町民一人ひとりのライフスタイルに応じた生涯スポーツの普及を推進します。		社会教育課						
<p>町民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康増進と体力の向上を図ることができるよう、スポーツの普及と参加の促進を図ります。また、子供たちの体力向上や、高齢者の健康の保持、体力向上について検討を行っていきます。</p>								
主な実績	成 果	評点						
湯河原温泉オレンジマラソン開催事業	<p>生涯スポーツの振興と観光振興を目的としたイベントとしてマラソン大会を開催しています。</p> <p>「2023湯河原温泉オレンジマラソン大会」は、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、規模を縮小の上、1000人募集し、3年ぶりに開催しました。</p> <p>開催日：令和5年3月28日 参加者 10km 798人</p>	B						
湯河原町体育協会補助金	<p>湯河原町民の健康・体力の増進とスポーツレクリエーションの奨励・進行を図るとともに、健全なまちづくりを行うため、町体育協会へ補助金を交付しました。</p> <p>令和4年度は、協会及び所属団体15団体中、12団体が活動し補助金を交付しましたが、3団体は活動できなかったため、補助金が戻入されました。</p>	B						
スポーツ振興助成事業	<p>町の社会体育の振興を図るため、県予選会を経て関東・東海及び全国大会等に準ずる大会に出場した選手に対し、大会参加に要する経費の一部を助成しました。</p> <p>助成人数</p> <table border="0"> <tr> <td>関東大会出場</td> <td>1団体及び2人</td> </tr> <tr> <td>全国大会出場</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>国際大会出場</td> <td>1人</td> </tr> </table>	関東大会出場	1団体及び2人	全国大会出場	4人	国際大会出場	1人	A
関東大会出場	1団体及び2人							
全国大会出場	4人							
国際大会出場	1人							
町民レクリエーションの集い開催事業	<p>誰でも参加できる行事として、住民の健康・体力の増進のほか、住民相互の親睦や異世代間の交流を行うことを目的としています。また、スポーツレクリエーションを体験し、体を動かすことの大切さを感じ、体力や健康の増進につなげるような事業を展開しています。</p> <p>令和4年度の事業の開催については、実行委員会において、新型コロナウイルス感染症の終息に見通しが立たない状況で、参加者、運営スタッフの安全確保などを総合的に判断し、中止しました。</p>	—						

<p>各種大会開催事業</p>	<p>各種スポーツ大会を運営主管団体ごとに委託して開催しました。 令和4年度は、町民バレーボール大会、グラウンドゴルフ大会、町民ハイキングを開催しました。それ以外の事業は、新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、中止しました。</p> <p>〈体育協会〉 町民バレーボール 開催日：7月3日 10チーム 75人 ママさんバレーボール（春季）【中止】 ママさんバレーボール（秋季）【中止】</p> <p>〈スポーツ推進委員会〉 グラウンドゴルフ大会 開催日：6月5日 15チーム 57人 ファミリーバドミントン大会【中止】 スポーツ・レクリエーションフェスティバル【中止】 町民ハイキング 開催日：10月16日 20人</p> <p>〈スポーツ少年団〉 柔道【中止】 剣道【中止】</p>	<p>B</p>
<p>夏季プール開放事業</p>	<p>地域の小学生、中学生等の水泳を通じた体力作り及びコミュニケーションの場作りを目的としたプールの開放を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止しました。</p>	<p>—</p>
<p>町民体育館運営</p>	<p>前年度から引き続き、令和5年3月14日まで新型コロナワクチン接種会場として使用していたため、令和4年度の開館日数は、15日間のみとなりました。 令和4年4月1日～令和5年3月14日：ワクチン接種会場 令和5年3月15日～令和5年3月31日：通常利用</p>	<p>—</p>
<p>弓道場運営</p>	<p>令和3年度は、近隣の弓道場が新型コロナウイルス感染症の影響で使用できなかつたため、本町の弓道場に集中し、多くの利用者がありました。 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症のため、弓道教室は開催できませんでしたが、弓道関係者に協力を仰ぎ、地道な普及活動を行った結果、弓道人口が若干ですが増加しました。</p>	<p>B</p>
<p>ヘルシープラザ運営</p>	<p>平成28年から指定管理者を指定しましたが、更なる経費節減、効果的かつ効率的な運営に努めました。 令和4年度は、利用者数、自主事業の各種教室の参加状況については、利用人数制限を制限するなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらも、前年度と比べ団体利用の件数は、309件増加し、利用人数も2,403人増加しました。個人利用（トレーニング室含む）においても、利用者数が1,644人増加しました。 また、利用料金の支払いには、スマートレジを活用するなど利便性の向上にも努めました。</p>	<p>A</p>

<p>方向性・課題</p>	<p>運動・スポーツを通じて町民の心身の健康増進及び地域間、世代間のコミュニケーションを図ることができます。町民レクリエーションの集いや各種大会については、日頃の活動の成果やスポーツに親しむ機会が提供できるだけでなく、地域のコミュニティの場としても活用されています。</p> <p>湯河原温泉オレンジマラソンについては、コロナ禍前の3,000人規模の大会に戻すことも課題です。</p> <p>今後は、コロナ禍で開催できなかったスポーツイベントが再開されていく中で、スポーツツーリズムなど町の観光振興に寄与する大会の誘致に努めていきたいと考えております。</p>
<p>評価委員意見等</p>	<p>湯河原温泉オレンジマラソンは、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、規模を縮小し、3年ぶりに開催出来たことは評価できます。今後は関係各所としっかり協議・検証した上で、安全・安心な参加・運営が図られることを前提に3,000人規模の大会が開催されることを望みます。</p> <p>湯河原町体育協会補助金については、令和3年度に比べ、各部競技の活動が戻りつつある中、一部新型コロナウイルスの影響で、所属団体の活動の一部を見合わせた団体もありますが、引き続き団体の維持及び活動の支援に努めてください。</p> <p>町民レクリエーションの集いについては、誰でも気軽に参加できる行事として、町民の健康・体力の増進のほか、住民相互の親睦や異世代間のコミュニティを形成することも目的としています。区会を中心に町民が一堂に会して、賑わい楽しむ行事であることから、密を避けることは大変難しいことも理解できます。については、体を動かすことの大切さ、体力や健康の増進につなげるだけでなく地域コミュニティの核として活動する区会の意向を踏まえつつ、関係各所と大会の規模や種目等も含め、しっかりと協議・検証した上で、安全・安心な参加・運営が図られることを前提に開催されることを望みます。</p> <p>各種大会開催事業については、日頃の活動成果を発揮できる場であるとともに、誰でも気軽に参加できる種目もあり、健康体力の増進、参加者同士の親睦を図ることができます。引き続き安全安心な運営を検証しながら、開催が可能な種目の開催を検討してください。</p> <p>町民体育館については、指定管理者制度を導入することにより、サービスの向上と効率的な運営が図られています。また、空調設備の設置や、駐車場が整備され、利用者の利便性が向上しています。令和4年度は、コロナワクチンの接種会場として活用されておりましたが、終了後の3月末には、速やかに利用ができるようにしたことは、一定の評価はできます。</p> <p>弓道場は、体育協会弓道部の支援を受けて令和2年7月から開場しましたが、令和4年度は、新型コロナウイルスの影響を受けて弓道教室、大会は見送りとなりましたが、今後は、教室、大会の開催に向けて検討を重ねてください。</p> <p>ヘルシープラザでは、様々な感染症対策を図りながら、新型コロナウイルス感染症の影響下でも、人数制限を行い運営し、また、利用料金の支払いにはスマートレジを導入するなど利便性の向上にも努め、利用者の増加に努めたことは評価できます。引き続き、安全・安心な運営に努めてください。</p>

シ 国際化を推進します。		社会教育課
国際化の進展に対応するため、国際理解や国際感覚の醸成を図ります。		
主な実績	成 果	評点
親善都市子ども交流推進事業 (オーストラリア ポートス ティーブンス市)	<p>本町の将来を担う青少年が、地域に根ざした国際交流を体験することにより、国際的な視野や考え方の醸成を図ることを目的として実施しています。</p> <p>町内在住の中学2年生6人を現地へ派遣し、ホームステイや現地の学校への通学などを体験します。</p> <p>なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。</p>	—
方向性・課題	<p>青年期における諸外国との交流は、グローバルな視野や考え方を醸成する上で、重要であると考えます。異文化の諸外国との相互理解を一層推進し、国際感覚を身につけた人材育成と、さらに魅力ある地域づくりにつなげるため、青少年の親善都市交流事業などを継続し、実施しています。</p> <p>今後の課題として、派遣する生徒たちのオーストラリア滞在中における安全・安心、また充実した学習機会を提供するため、ホームステイにこだわることなく、他の宿泊先やセントフィリップス・クリスチャン・カレッジ以外に学校がないかなど、姉妹都市委員会の協力を得て、事業が実施できるか検討していきます。</p>	
評価委員意見等	<p>オーストラリア ポートスティーブンス市との親善都市交流については、中学生の国際的な視野や考え方の醸成を目的に実施しており、国際化の進展に対応し活躍できる人材を育てる重要な事業と認識しています。加えて、親善都市交流での経験を活かし、国際感覚に優れた人材となり、活躍することを期待しております。</p> <p>今後は、コロナ禍前のような交流事業が実施できるように、ポートスティーブンス市関係機関との連絡を密に行い、調整を進めてください。</p>	

ス 総合教育会議		学校教育課
教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築を図ります。		
主な実績	成 果	評点
総合教育会議の開催	地域政策課が事務局となり、令和4年7月と令和5年3月に2回の会議を開催しました。 「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について」及び「教育大綱に係る基本目標の重点項目に対する検証について」などの課題について、町との情報共有を図りました。	A
方向性・課題	教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、行政との連携強化を図っていき、町長の策定した「湯河原町教育大綱」を町民、教育関係者と一体となって推進していきます。 また、「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方」策定について、教職員並びに町民の方々との意見交換を図りながら、取り組んでまいります。	
評価委員意見等	町部局と教育委員会との協議の場が設けられたことは、大変有意義なことであり、様々な教育に関わる課題に対し、活発な意見交換などによって情報共有が図られることで、教育施設の充実と教育行政の一層の推進に期待しています。 また、「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方」については、学校や幼稚園の適切な運営維持のため様々な立場から活発な意見や提案が出されることを期待しておりますので、継続して有意義な会議開催を希望します。	

4 事務点検・評価委員の総合評価

(1) 総 評

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行うこととされています。

今回は、10回目の点検・評価となり、「令和4年度湯河原町教育委員会基本方針」に定める各施策について、教育委員会事務局職員から多くの資料が示され説明を受けました。その内容について慎重に点検・評価を実施したものです。

当該事務局による達成度の自己評価では、全13項目の施策・事業について、昨年度と同様にA、B、C、Dの4段階評価、また、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した事業については、「—（評価不可）」と表記しています。自己評価に対しては、項目ごとに事務局職員に事業の内容と自己評価の根拠等について詳細な説明を求め、各事業における意見の判断材料としました。

以下、事務局職員からの説明及び教育委員会基本方針の12の柱ごとの評価委員の意見・要望などを取りまとめ、所管ごとに総合評価をします。

【1 学校教育】

学校教育においては、5つの基本方針である(1)「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身に付けた児童・生徒の「生きる力」の育成、(2)「信頼される学校づくり」の推進、(3)「安全・安心な学校づくり」の推進、(4)「人と人とのふれ合いを大切に、思いやりの心の育成」、(5)「人権教育及び人権啓発の推進」について、様々な事業や学校運営の中で実施又は取組をされており、その成果は、今後着実に表れてくるものと考えます。

教育委員会事務局と学校現場との連携及び意思疎通は、毎月行われている学校訪問、校長会議、不定期の教頭会議や指導主事の訪問指導などにより密に行われていると見受けられますので、今後もこの関係の維持継続を望みます。

また、令和4年度の事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、基本的に実施の方向で取り組まれています。「子どもフォーラム開催事業」や「校外体験学習推進事業」、「教職員等研修事業」など、令和3年度に見送られた事業の多くが、令和4年度は、コロナ禍前の状況に戻ることを目指され、前向きな姿勢が感じられました。今後も、新型コロナウイルス感染症だけでなく、他の感染症にも適切な対策を講じた上で、安全に事業を実施されることを要望します。

また、物価高騰などの社会状況に対応した児童の家庭に対する経済的援助策を講じた「学校給食費補助事業」とともに、「要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育奨励費補助事業」、「育英奨学金事業」などの補助制度を継続して実施した点を評価します。今後も、児童・生徒及びその保護者に寄り添った施策への取組を要望します。

また、国の推進するGIGAスクール構想に基づく「ICT教育推進事業」については、継続して推進し、ICT環境の整備・運用に努めてください。

続いて、個別の施策について評価します。

まず、(1)の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身に付けた児童・生徒の「生きる力」の育成については、社会情勢を考慮しながら、家庭への経済的な補助制度を充実させるとともに、児童・生徒の学習を保障していくために「ICT教育推進事業」によるタブレット端末を利用した教育活動を進めていくことが必要と考えます。家庭学習を充実させるためにも継続的な実施を求めます。また、授業における活用方法についても引き続き検討してください。

(2)「信頼される学校づくり」の推進については、令和3年9月から県立小田原支援学校湯河原校舎内に教育支援教室が移転したことにより、その立地を活かし、「教育支援教室推進事業」がより充実したものとなるよう取り組まれ、活性化が図られていると思います。また、特別支援級の児童・生徒に関する専門的な知識やノウハウを持った支援学校の教員と、町立小・中学校の特別支援級の教員とが、情報共有を密にすることで、より効果的な支援体制が構築されるよう努めてください。支援教室に通室していた児童・生徒については、義務教育卒業後も、引き続き寄り添った支援が継続される仕組みづくりが検討されるべきと考えます。今後も、信頼される学校運営のため、支援を必要とする児童・生徒たちへのサポートが欠けることがないよう努めてください。

(3)「安全・安心な学校づくり」の推進については、サポートが必要な児童・生徒に対する介助員の確保や、校舎及び給食設備などの設備面の維持管理を継続的に実施している点を評価します。その一方で、児童・生徒の安全・安心確保については、通学路の交通安全点検や交通安全指導講習等の機会を増やすなど、引き続き尽力されるよう要望します。また、災害時の安全確保のためにも、中学校だけでなく小学校においても防災備蓄用品購入のための予算を確保するよう要望します。

(4)「人と人とのふれあいを大切にし、思いやりの心の育成」では、「あいさつ運動」や「花いっぱい教育推進事業」について、今後も継続した事業の実施を期待しています。一方、「校外体験学習推進事業」や「学校支援ボランティア活用事業」については、わがまち湯河原の魅力を児童・生徒たちに伝えていけるよう、しっかりと取り組まれることを要望します。

(5)「人権教育及び人権啓発の推進」については、「湯河原町いじめ問題対策連絡協議会の開催」、「人権教育等促進事業」、「人権教育年間計画の策定」及び「社会生活技能訓練委託事業」の各施策について、これまでの積み重ねを基に着実に実施されたことを評価します。平成25年4月の事案から約10年が経過しますが、人権尊重の理念を再認識しながら、今後も継続して人権教育及び人権啓発を推進し、より良い人間関係の構築が図られるよう、一つひとつの施策が実施されるものと期待しています。また、「教職員等研修事業」については、教職員の資質向上のため、内容を工夫しながら今後も継続して検討・実施し、そして、町が重点的に取り組む人権教育への熱意を再認識されるよう要望します。

【2 社会教育】

生涯学習、文化芸術、スポーツと幅広い分野にわたり振興を図るために、各種団体との連携を深めることで展開してきた各種事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、事業内容を検討して、少しずつですが開催しています。

開講以来60年以上にわたり継続して実施してきた「町民大学運営事業」では、

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年度に続き開講が見送られましたが、令和5年度の開講に向け、常任講師の机上講義原稿を令和5年度の受講者に郵送したことは、開講に向けての新たな試みとして評価できます。

今後は、新型コロナウイルス感染症だけではなく、他の感染症の状況も見極め、定員や会場の見直しも検討する必要があると考えます。町民の学びの場が途切れることのないよう創意工夫を凝らし、今後も町民大学が継続できることを望みます。

「家庭教育推進事業」では、多様な生活様式に対応するため、オンラインを活用した講座を取り入れたことは、保護者の利便性の面においても評価できます。保護者同士や地域をつなげることで、悩み事を一人で抱え込むことのないような環境づくりを進めてください。また、町広報紙やホームページ、SNS等を活用し、参加人数の確保にも努めてください。

「青少年健全育成活動推進事業」では、次代を担う青少年を育成するため、地域の育成団体の協力は必須であると考えます。単に助成を行うだけでなく、時代に即した活動を実施していくため、引き続き関係機関との連携体制の拡充を図ってください。

「二十歳のつどい開催事業」では、昨年に続き町民体育館から会場を湯河原中学校体育館へ移し開催しました。多くの参加者が巣立った思い出ある湯河原中学校において、大人の門出を祝うことができたことは一定の評価はできます。引き続き、若者の成長をお祝いする事業として実施してください。

芸術や文化に親しむことは、潤いのある生活と生きがいや健康づくりにも寄与するものです。音楽会、文化祭については、令和4年度の参加団体は減少したものの開催したことは、一定の評価はできます。今後のサークル活動については、メンバーの減少など、存続が危ぶまれることも予測されますので、町広報紙などを活用し、活動を広く周知するなど、支援に努めてください。

「湯河原温泉オレンジマラソン開催事業」では、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、規模を縮小し、3年ぶりに開催できたことは評価できます。今後は関係者としてしっかりと協議・検討した上で、安全安心な参加・運営が図られることを前提として3,000人規模の大会が開催されることを望みます。

「ヘルシープラザ運営」では、様々な感染症対策を図りながら、新型コロナウイルス感染症の影響下でも、人数制限を行い運営し、また、利用料金の支払いにはスマートレジを導入するなど、利便性の向上にも努め、利用者の増加に努めたことは評価できます。引き続き、安全・安心な運営に努めてください。

「親善都市子ども交流推進事業」では、中学生の国際的な視野や考え方の醸成を目的に実施しており、国際化の進展に対応し、活躍できる人材を育てる重要な事業と認識しております。今後は、コロナ禍前のような交流事業ができるように、ポータルステーション市関係機関との連絡を密に行い、調整を進めてください。

【3 図書館】

図書館では、乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の方が利用されるため、豊富な資料の整備が求められております。限られた予算を有効に使い、利用者のニーズに応えた資料の整備と、サービスの向上に努めていくことを要望します。

子ども読書活動の推進では、今後も、読書活動の推進につながる魅力あるイベン

ト等を実施し、図書に接する機会を多様に提供するよう望みます。

学校図書館の活性化では、図書館司書と司書教諭、学校司書、学校支援ボランティアが連携して学校図書館の環境整備を行ってきたことに伴い、児童生徒の利用が活発になってきておりますので、今後も継続して利用しやすい学校図書館の運営支援を要望します。学校図書館司書については、引き続き充足した配置となるようお願いいたします。

施設整備では、利用者が安心して安全に利用できる施設の維持管理を図りながら、より良い図書館のあり方についても検討されるよう期待します。

【4 美術館】

美術館では、町の長い歴史に息づいた先人たちの文化遺産である絵画・書などを展示・保存し、教育施設及び観光施設として大きな役割を果たしています。また、付帯施設として、庭園、喫茶、ミュージアムショップの運営も行っていることから、引き続き、来館者の便益に配慮した運営を心がけていただきたいと思います。

「芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用」では、展覧会開催事業として、収蔵品による湯河原にゆかりのある作品の展示をはじめ、平松礼二画伯の常設展示、町内在住作家の作品展示などを工夫された多くの展示会活動が進められました。今後も多彩な展覧会活動を計画実施されることを期待します。

また、令和4年度は、特別展「蘇る絵画 矢部友衛作品展」を開催し、町民の文化活動や観光振興に貢献しています。

児童・生徒を対象とした美術鑑賞教室は、大変有意義と考えます。子供たちの感性を育む絶好の機会であるため、継続して実施してください。

今後も魅力ある事業を企画するとともに、観光部局と連携し、観光客の取り込みについても努めていただきたいと思います。

施設整備では、令和3年度、令和4年度継続事業として、事務所屋根等の雨漏り改修工事を実施されましたが、建物や設備が老朽化してきていることから、作品の良好な保存、来館者へのサービス向上のためにも引き続き維持管理に努めてください。

【5 教育委員会】

教育委員会の活動については、毎月定例会を開催し、教育行政の推進や振興のための様々な課題や問題に対応するとともに、学校行事やイベントへの出席、研修会や他の教育委員会との連携など、年間を通して活発に活動している点を評価します。

また、総合教育会議の実施については、今後も町部局と教育委員会との協議の場を設けることで、教育施設の設備整備充実と教育行政の一層の推進を期待しています。「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方」の策定については、町立学校・幼稚園の運営に大きく関わっていくため、地域住民をはじめ、教育機関・行政など様々な立場の方からの意見を丁寧に聞き取り、慎重に今後の方針を定めていくことを要望します。

教育委員の推進活動については、教育長と4人の教育委員による合議制の執行機関である教育委員会には、今後も公正かつ中立の立場で、教育行政諸問題に取り組み、運営されることを望みます。

(2) 今後の課題

ア 全体

全体の課題として、多くの施策・事業に対しては、コロナ禍で得た知見をも含めて、その都度適切な判断のもと効果的に実施されることを希望します。学校現場及びイベント行事においても、安全・安心な教育、開催とともに、わがまち湯河原の魅力あふれる地域交流の場を提供していくことが必要であると考えます。

イ 学校教育

学校教育では、少子高齢化及び人口の減少に伴い、児童・生徒数も減少傾向にあります。特別な支援を必要とする児童・生徒は、増加傾向にありますので、新設された県立小田原支援学校湯河原校舎と連携し、より効果的な支援を行える体制の確立を求めます。また、義務教育課程終了後も引き続き支援が継続できる仕組みの検討をお願いします。スタディサポートや介助員等の人材については、継続的な体制の確保に努めることが重要と考えますので、引き続き人員拡充等について要望します。また、ICT教育の推進などで授業形態が多様化していく中、教職員が心身ともに健康で、児童・生徒に向き合う時間が十分に確保されること、また、効果的な教育活動が持続的に行えるよう、教職員の働き方改革の推進にも傾注することが非常に重要であると考えます。

今後も急変する社会情勢の影響により、経済的に困窮する家庭やひとり親世帯等に対する支援の充実や、学校施設の安全管理はもとより、学校施設の整備について、中長期的なスパンで対策を講じ、児童・生徒を取り巻く環境がより良く改善されていくことを強く要望します。

ウ 社会教育

社会教育では、多種多様な行事を広く検討していますが、参加者やスタッフなど人員や人材確保も喫緊の課題となっています。

開催に当たっては、幅広い世代の町民のニーズを把握した上で、関係各所と連携を図りながら行事を開催し、新たな学びの機会を提供するとともに、積極的な各種事業の周知、情報の発信をしていただきたいと思います。

エ 図書館・美術館

図書館、美術館では、様々な展示会やセミナー等の内容をより充実させ、開催していただきたいと思います。今後、老朽化している施設面における取組を引き続き要望します。また、学校図書館の充実とともに司書の配置についても配慮されるようお願いいたします。

オ まとめ

最後に、教育行政を取り巻く社会情勢は、日々変化しており、様々な課題や諸問題が発生しています。このような課題や諸問題に対し、迅速かつ適切に対応できるよう、教育委員会は、他市町村との連携を図りながら、家庭、地域、学校及び町行政との協働により、今後も教育全般にわたって総合的に取り組まれるよう要望します。

5 教育委員会事務点検・評価委員会開催経緯

回	開催日	内 容
第1回	令和5年9月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・評価事務の進め方について ・令和5年度教育委員会の点検・評価（令和4年度事務事業対象）について
第2回	令和5年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度教育委員会の点検・評価（令和4年度事務事業対象）の委員意見について ・委員の総合評価（総評、今後の課題）について
第3回	令和5年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度教育委員会の点検・評価（令和4年度事務事業対象）の委員意見の修正箇所について ・委員の総合評価（総評・今後の課題）について ・令和5年度教育委員会の点検・評価の全体的な取りまとめについて

6 参考資料

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員会設置運営規則

湯河原町教育委員会事務点検・評価委員会設置運営規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の点検及び評価を行うため、湯河原町教育委員会事務点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、湯河原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が前年度に湯河原町教育委員会基本方針で定めた施策に関する事務の点検及び評価を行い、審議する。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、その担当事務以外に必要と認める事務を加えることができる。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 3 人以内をもって組織する。

2 委員は、湯河原町の教育に関し学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第 5 条 委員会は、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員会が必要であると認めるときは、関係職員の委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告書の作成等)

第8条 委員会は、教育委員会の事務の点検及び評価を行った場合は、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告書を議会に提出するとともに、湯河原町ホームページで公表するものとする。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、委員会主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。